

ご あ い さ つ



このたび、「ふれあいと生きがいのあるまち のせ ～助け愛、
支え愛による地域福祉力の向上～」を基本理念とし、「第4次能勢町
地域福祉計画」を策定しました。

さて、本町の人口が1万人を下回るなかで、高齢化率は4割を超え、
核家族化の進行とともに、地域社会でのつながりの希薄化から社会的
に孤立される方が増加しています。

また、令和2（2020）年に全世界で社会問題化した新型コロナウイルス感染症の影響に
より、これまで、人と人とのつながりづくりに寄与してきた地域福祉活動に大きな制約を
生じることとなっています。

その一方で、平成30（2018）年7月に発生し、本町においても甚大な被害をもたらした
西日本豪雨等、近年、地震や豪雨などの災害が多発しており、地域でのつながりを基本と
した災害時の避難支援体制の充実等、平時からのつながりがますます重要となっています。

そのため、誰もがふれあいと生きがいを感じ、いきいきと暮らすことのできる社会を
実現するためには、今後、「新しい生活様式」のもと、これら諸課題の解決に向け、地域
住民、関係団体、事業者、そして行政が連携・協働することにより、「助け合い、支え合い」
の福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

その実現に向けて、本計画には、地域福祉の推進にあたり、行政が担うべき役割は
もとより、地域住民、関係団体、事業者の皆様にご担っていただきたい役割についても
盛り込んでいます。

行政といたしましても、基本理念の実現に向けて、積極的に取り組む所存ですので、どうか
皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力と貴重なご意見をいただき
ました地域住民の皆様、また関係団体、事業者の皆様をはじめ、慎重審議を重ねて
くださいました能勢町地域福祉計画推進委員会の委員の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和3（2021）年3月

能勢町長 上 森 一 成

目次

第1章 地域福祉の理念	1
1 はじめに	1
2 地域福祉とは	2
3 地域共生社会の構築に向け能勢町が歩むべき方向性	4
4 基本理念	6
5 計画の視点	7
6 基本目標	8
7 SDGsを踏まえた計画の推進	10
8 施策の体系図	11
9 地域福祉における「担い手」と役割	12
10 計画の位置付け	13
11 計画の期間	13
12 計画の策定体制	14
第2章 施策の展開	15
基本目標1 ともに助け合い、支え合う地域づくり	15
基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり	24
基本目標3 誰もが安心して生活できるまちづくり	35
第3章 計画の推進に向けて	45
1 計画の周知・啓発	45
2 計画の進行管理・評価	45
3 能勢町社会福祉協議会との連携	45
資料編	46
1 統計等データからみる町の状況	46
2 住民アンケート調査からみる町の現状と課題	59
3 福祉関係事業者・団体アンケート調査からみる地域の状況	77
4 能勢町地域福祉計画推進委員会設置要綱及び委員名簿	81
5 計画策定経過	83

第1章 地域福祉の理念

1 はじめに

能勢町では、平成 18(2006)年 3 月に「ふれあいと生きがいのあるまち のせ ～協働、連携による地域福祉力の向上～」を基本理念とする「能勢町地域福祉計画」を策定し、地域の住民や関係団体・事業者等との協働による地域福祉活動の充実に努めてきました。

その後、第2次計画（平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度まで）を経て、平成 28(2016)年度から第3次計画に基づき、地域に誰もがふれあい、お互いが理解を深め、共に認め合いながら、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりの実現をめざし、取り組んでいます。

特に、地域社会に高齢化の波が押し寄せてきている昨今、制度の狭間や複合的な課題などの対応困難な事案の解決に取り組むため、平成 29(2017)年度には能勢町地域共生推進事業を創設し、大阪府地域福祉・子育て支援交付金（平成 30(2018)年度に「大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金」へ改称）の財源を活用することで、小地域ネットワーク活動（旧小学校区単位で構成）の展開と包括的な支援体制の構築に向け取り組んでいるところです。

また、平成 30(2018)年度からは能勢町社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会）（基幹型）や町内の社会福祉法人（施設型）の協力を得ながら、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）^{*1}を配置し、生活に課題を抱える個人や世帯に対して、適切な支援につなぐため、関係機関等と連携を深めながら、包括的な支援の充実に努めています。

加えて、平成 27(2015)年度に能勢町が策定した「能勢町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、あらゆる人々が健康寿命を延ばし、いきいきと活躍できる社会の実現を掲げており、平成 30(2018)年度には、住民や地区福祉委員会、団体、事業者等のほか有識者が一堂に集い、地域共生社会フォーラム「みんなで考えよう！地域の助け愛（あい） 話（わ）・和（わ）・輪（わ）」や先進地である北海道津別町社会福祉協議会の実践報告などを通じ、「支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報、支援を届けるプロセス」いわゆる「待ちの福祉から届ける福祉」を意識した福祉のまちづくりについて共有を図り、今後の地域共生社会実現の礎となる取組を進めています。

^{*1} CSW（コミュニティソーシャルワーカー）：地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組や住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言（地域住民主体の見守り・支え合い体制の構築など公民協働で福祉課題の解決を図るための提言）等を行う地域福祉のコーディネーターの役割を担う人。本町では、社会福祉協議会に基幹型CSW、一部の町内社会福祉法人に施設型CSWを設置しています。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、福祉サービスを必要とする住民及びその世帯が抱える福祉に関する課題や、保健、医療、住まい、就労及び教育、孤立、人権など暮らしに関わる様々な問題や課題、さらに近年の8050問題^{*2}、ダブルケア^{*3}など複合化した課題や「ごみ屋敷」など、既存制度の狭間で解決できない困難な事案等を含む、いわゆる地域生活課題の解決に向けて、地域に暮らす人々が、行政や民間団体等と共に協力し、共に生きる地域社会の仕組みを創り上げていくことをいいます。

とりわけ、令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響で、今まで対面で行っていたサロン活動等をはじめとする地域福祉活動が大きく制限を受けている状況も非常に深刻です。人と人とのつながりを絶やさず、地域福祉活動もコロナ禍に対応すべく、「ウィズコロナ社会」における「新しい生活様式」での活動スタイルを新たに模索していくことが必要不可欠となりました。

「ウィズコロナ社会」における新しい地域福祉活動は、「温故知新」がキーワードになると考えます。「温故知新」とは、今まで地域福祉活動の実践から学んできたこと、大切にしていたことを再確認し、公助・共助・近助・自助による時代に即応した新しい地域福祉活動の実践として「今できること、今しかできないこと」を探求し、試行錯誤を繰り返しながら共に創りあげていく努力を大切にすることです。リスクをおそれるあまり、地域福祉活動のすべてが停滞してしまえば明るい未来は実現できません。例えば、SNSやICTを活用した情報発信・情報共有を推進し、「離れていても心のつながりを維持していく」といった取組も積極的に考えていくことが必要です。

また、近年は全国のさまざまな地域で未曾有の災害が発生しており、今後もいつ、どこで起きてもおかしくない災害にいかに備え、災害時の避難支援や支援態勢をどう創りあげていくか、これは、引き続き重要な課題であり、平時から災害時へと一貫性のある体制づくりが必要です。

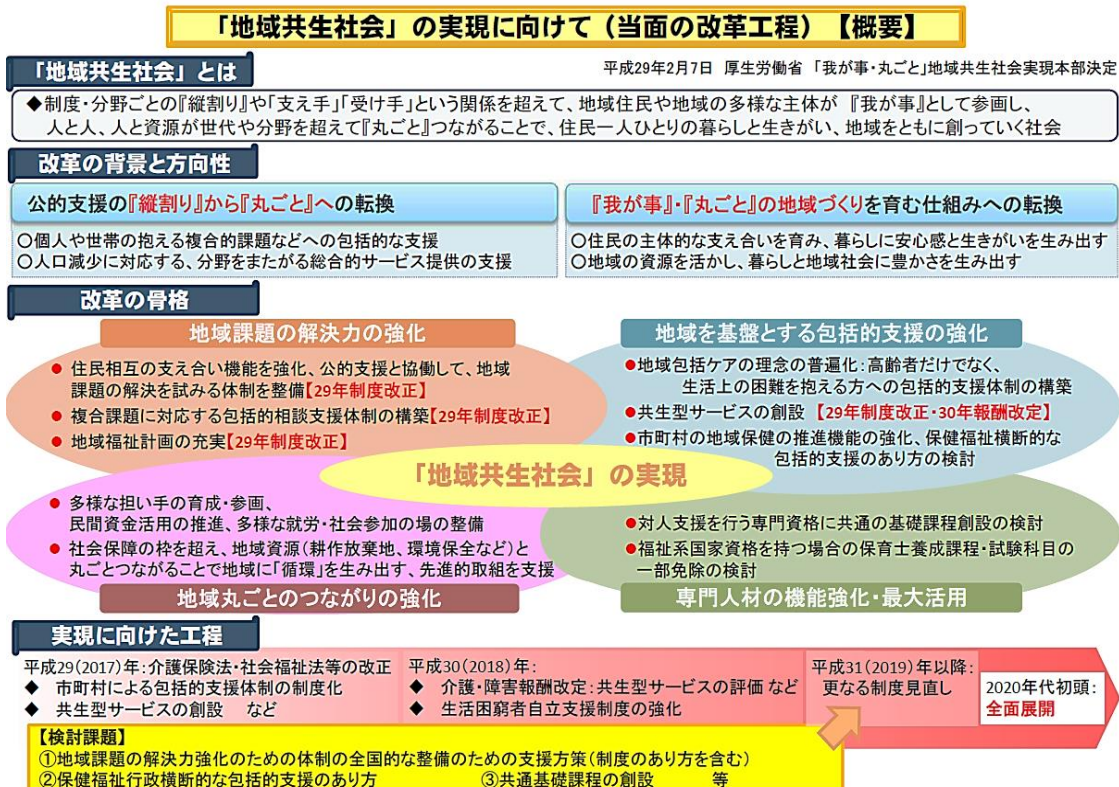
このような厳しい状況だからこそ、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでいきたいと考えます。

^{*2} 8050問題：50代前後のひきこもりとなった子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクが指摘されている。

^{*3} ダブルケア：子育てと介護を同時に担うことで、女性の社会進出などによる晩婚化と出産年齢の高齢化が背景として挙げられている。



資料 厚生労働省



資料 厚生労働省

3 地域共生社会の構築に向け能勢町が歩むべき方向性

国では、平成28(2016)年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障がい者など、地域で暮らす全ての人々が「支え手」と「受け手」という関係を越えて、自らが「我が事」として役割を認識し、支え合えながら、人と人、人と資源が世代や分野を乗り越え、「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりが地域、暮らし、生きがいを共に創り、自分らしく活躍できる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現をめざすこととされました。

また、平成30(2018)年4月1日施行の改正社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする地域住民（世帯）が抱える複合的な地域生活課題（孤立を含む）について、地域住民や福祉関係者による①把握、②関係機関との連携等による解決が図られることをめざすこととなり、この理念を実現するため、市町村が地域づくりに資する事業について複数の事業（介護、障がい、子ども子育て、健康増進など）が一体的に実施、提供される「地域包括ケアシステム」を構築するよう努力義務が課せられました。

改正社会福祉法の概要

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

6

資料 厚生労働省

加えて、令和2(2020)年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（いわゆる市町村の相談体制を強化するための一括改正法）」では、生活困窮者対策や、子ども子育て支援など複数の制度ごとの事業を一体的に実施するための事業の枠組みが創設され、孤立した人が社会とのつながりを取り戻せるよう3つの支援、①断らない相談、②参加支援、③地域づくりに向けた支援をセットで行う仕組み（いわゆる重層的支援体制^{*4}整備）を実施することで、支援が必要な人と専門職が"つながること"あるいは"つなげること"を目的とした「伴走型支援」の充実、後押しにつなげることとなりました。

能勢町では、少子高齢化、核家族化の進行に伴う家族機能の低下や、地域での地縁、血縁という社会生活の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化、社会では経済情勢の変化に起因した生活困窮等を背景に、社会的孤立や、ひとり暮らしの高齢者世帯や障がいのある方への消費者被害等、様々な課題への対応が求められています。そのため、府内都市近郊にありながらも、これまで培ってきた農山村を取り巻く生活環境と資源を基盤とする、様々な分野の担い手が共に寄り添う美しいまち（地域）づくり、「向こう三軒両隣」の「ご近所」での助け合い、"待ちの福祉から届ける福祉"を意識し、これまで取り組んできた成果や培ってきた経験等を踏まえ、社会福祉協議会の「第3次能勢町地域福祉活動計画」と連携して取組を進めていくことが求められます。

また、地域に拠点をもつ社会福祉施設や各種団体などが連携・協働をし、SDGs（平成27(2015)年9月に国連で採択）の理念（誰一人取り残さないこと）を意識しつつ、地域生活課題へ専門的かつ包括的に対応していくことが求められています。

能勢町の地域福祉のセーフティネット^{*5}のもと、課題に応じて地域の支援者を巻き込み、分野横断的にソーシャルワーク^{*6}を機能させながら、地域におけるひとり暮らしの高齢者、障がいのある人及び子育て中の家庭等、支援を必要とする全ての人が幸せに生活できるよう、福祉に関心の高い地域性^{*7}を活かし、能勢らしく温かみのある地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

^{*4} 重層的支援体制：既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、個人や世帯の属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制をいいます。

^{*5} 地域福祉のセーフティネット：「日常生活圏域」、「サービス圏域」、「町全体」、「外部機関」の4つの圏域に区分けし、地域の多様な主体による声かけや見守りから、様々な相談やつなぎ、様々な支援を適切に組み合わせたもの。（9ページの図を参照）

^{*6} ソーシャルワーク：複合的課題を抱える事例に対して、分野横断的に支援を必要とする人々を取り巻く環境や地域社会に働きかけ、多様な社会資源を活用・開発していくこと。

^{*7} 福祉に関心の高い地域性：住民等意識調査（67ページ）において、本町においては、「福祉に関心がある人」の割合が6割以上おられることがわかっています。

4 基本理念

こうしたなかで、本計画では、第3次計画における基本理念を踏まえつつ、福祉（「福」も「祉」も共にしあわせを意味する）が、「ふだんのくらしのしあわせ」を表すように、住民や地域の多種多様な主体、誰もが「地域の主役」として参画し、地域で活用できる資源を発掘し、文化や経済等、様々な活動への参加によって、「助け愛（あい）、支え愛（あい）の精神」により、人と人が支え合う仕組みを創り上げ、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らすことができるまちづくりを進めることが大切であると考え、基本理念を次のように掲げます。

ふれあいと生きがいのあるまち のせ
～助け^{あい}愛、支え^{あい}愛による地域福祉力の向上～

5 計画の視点

第4期大阪府地域福祉支援計画では、以下の地域福祉推進に向けた原則が定められています。
町においても、この原則を本計画の視点として取組を進めていきます。

(1) 人権の尊重と住民主体の福祉活動

- ◇ 住民一人ひとりの人権を最大限に尊重します。
- ◇ 国内には、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、H I V陽性者、ハンセン病回復者、性的マイノリティなどに関わる問題や同和問題など、様々な人権問題が存在しています。こうした問題が生じることなく、全ての住民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組めます。
- ◇ そして、そうした取組のもと、住民が自ら考え、自ら活動する、住民主体による福祉活動を通じて、孤立や排除のない全ての人が幸せに暮らすことのできる地域社会の醸成をめざします。

(2) ソーシャル・インクルージョン

- ◇ 地域において、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、要支援者を同じ社会の構成員として認め合い、誰もが役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる社会をめざします。
- ◇ 多様な主体による地域コミュニティの再構築と新たな公私の協働関係の構築に取り組んでいきます。

(3) ノーマライゼーション

- ◇ 全ての人が地域において、自分の意思であたりまえの日常生活を送ることができる社会の実現をめざします。
- ◇ 地域住民による地域社会づくりへの積極的参加を促し、福祉について理解・関心を深めていきます。

6 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の3点を基本目標として掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 ともに助け合い、支え合う地域づくり

全ての住民が生きがいを持って、社会参加や地域交流を進める中で、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりすることができるよう、地域において支え合う人づくりを進めます。

また、地域での支え合い活動をより進めていく上で、子どもから高齢者まで幅広い年代の方を対象に福祉について学び合う機会をつくり、地域福祉の担い手の育成支援を行います。

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

地域における様々なニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り・発見・つながりのネットワーク体制を強化するとともに、地域活動やボランティア活動など、「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画した支え合いとなる活動を推進し、みんなで支え、助け合う地域をめざすことで、地域ぐるみでセーフティネットの拡充を進めます。

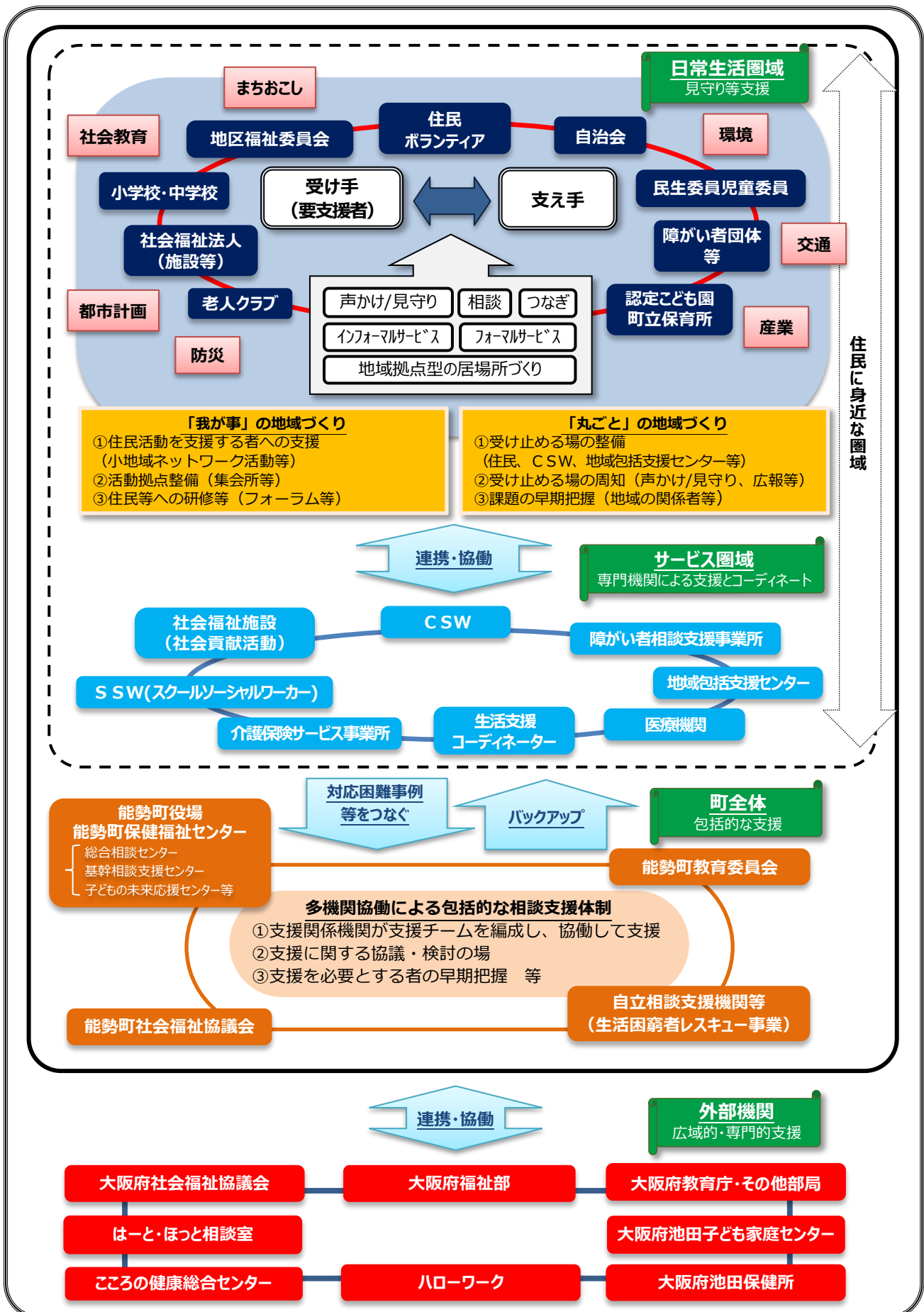
基本目標3 誰もが安心して生活できるまちづくり

複合・複雑化した地域生活課題に的確に対応するため、身近な地域での相談体制を整備するとともに、地域と専門機関が連携を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

また、生活困窮者への支援とともに、支援を必要としている人の権利擁護を図ることにより、誰もが地域で安心して自立した暮らしができるよう、支援を充実させます。

さらに、安全・安心なまちづくりのため、地域の防災・防犯体制の強化を進めます。

【 能勢町の地域福祉のセーフティネット（イメージ） 】



7 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs^{*8}は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、途上国だけでなく、先進国も含めた全ての国が取り組むべき目標を示しています。

この目標は、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界をめざし、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目標に、17のゴールと169のターゲットから構成され、現在、日本においても積極的な取組が進められています。

また、令和2(2020)年1月、SDGs達成のため、取組の加速化、規模の拡大をしていく取組として、「行動の10年(Decade of Action)」がスタートしました。

本計画に掲げる基本理念、基本目標の達成に向けては、SDGsの推進と関連していることを念頭に各種施策を推進します。



資料 外務省

^{*8} SDGs (エス・ディ・ジーズ) : 「持続できる : Sustainable (サステナブル)」のS、「開発 : Development (ディベロップメント)」のD、「目標 : Goal の複数形 Goals (ゴールズ)」のGとsからなる略語であり、日本語訳としては、「持続可能な開発目標」。

8 施策の体系図

基本理念	基本目標	基本方針
ふれあいと生きがいのあるまちのせ く助け愛(あい)、支え愛(あい)による地域福祉力の向上く	基本目標 1 ともに助け合い、 支え合う地域づくり	(1) 尊重し支え合う意識づくり
		(2) 交流の場の充実
		(3) 福祉人材の育成
	基本目標 2 地域で支え合う 仕組みづくり	(1) 見守り体制の強化
		(2) 地域活動の支援
		(3) ボランティア活動の推進
		(4) サービスの質の向上
		(5) 情報提供の充実
	基本目標 3 誰もが安心して 生活できるまちづくり	(1) 相談・支援体制の充実
		(2) 生活困窮者への支援
		(3) 住民の権利を守る体制づくり
		(4) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

9 地域福祉における「担い手」と役割

本計画では、地域福祉における「担い手」と求められている（又は期待されている）役割を以下のとおり整理しました。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、多くの地域福祉活動やサロン活動等をやむを得ず中止せざるを得ないこととなりました。このような状況においても地域住民や地域福祉の関係団体、事業者等におかれては、最大限の感染症対策への配慮を行い、可能な限り地域福祉活動の継続に努めてられました。

今後、感染症の拡大や災害の発生などの非常時においては、十分な活動を実施できない状況が生じる可能性があります。しかし、こうした中でこそ、支援の必要な方の地域での支え合い、助け合いの活動がより重要となります。感染症については、予防対策を行いつつ「新しい生活様式」での地域福祉の活動スタイルを新たに模索していくことが必要不可欠とされます。

① 住民にできること（住民の役割）

地域福祉の主人公は住民であり、福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支え合いに関わっていくことが期待されています。加えて、一人ひとりが感染症等の予防対策に協力することが求められます。

② 関係団体・事業者等にできること（関係団体・事業者等の役割）

社会福祉協議会、社会福祉法人（施設等）、社会福祉事業を営む事業者をはじめ、地域課題の解決に取り組むNPO法人や、社会的責任に関心の高い民間事業所等、様々な民間団体が、行政との連携や相互にネットワークを形成し、地域生活課題の解決に取り組むことが期待されています。特に感染症の拡大等、非常時においては、予防策等を行い、「新しい生活様式」での活動スタイルを模索し、地域福祉活動に取り組んでいくことが求められます。

③ 行政が果たすべき役割

町では、横断的な組織体制のもと本計画及び関連諸計画を計画的に推進し、公助の中心的な機関としての役割を果たしていくとともに、地域と社会福祉協議会、大阪府池田保健所、大阪府池田子ども家庭センター、専門職等の協働・連携による地域福祉の推進に取り組みます。

さらに、計画期間内における計画の点検・評価、見直しについて、個別課題の状況把握に努め、住民ニーズや社会環境の変化に即した計画の進捗管理を行います。

また、感染症に関しては、情報提供等、地域福祉活動への支援に努めます。

10 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく、地域福祉に関する事項を一体的に定める「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものであり、住民参加のもとに策定されるものです。

(2) 町その他計画との関係

本計画は、本町のまちづくりの指針である「能勢町総合計画」における地域福祉分野の施策を具体化するものです。高齢者、障がいのある人、子ども・子育て、健康増進、防災、その他関連する各分野計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。

さらに、本計画の行動計画として、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは両輪の関係にあり、近年の地域における多様な地域生活課題解決のため、本計画の理念や仕組みを具現化し、" 待ちの福祉から届ける福祉 " を意識した施策を盛り込むことにより、相互に補完・連携を図っていきます。

11 計画の期間

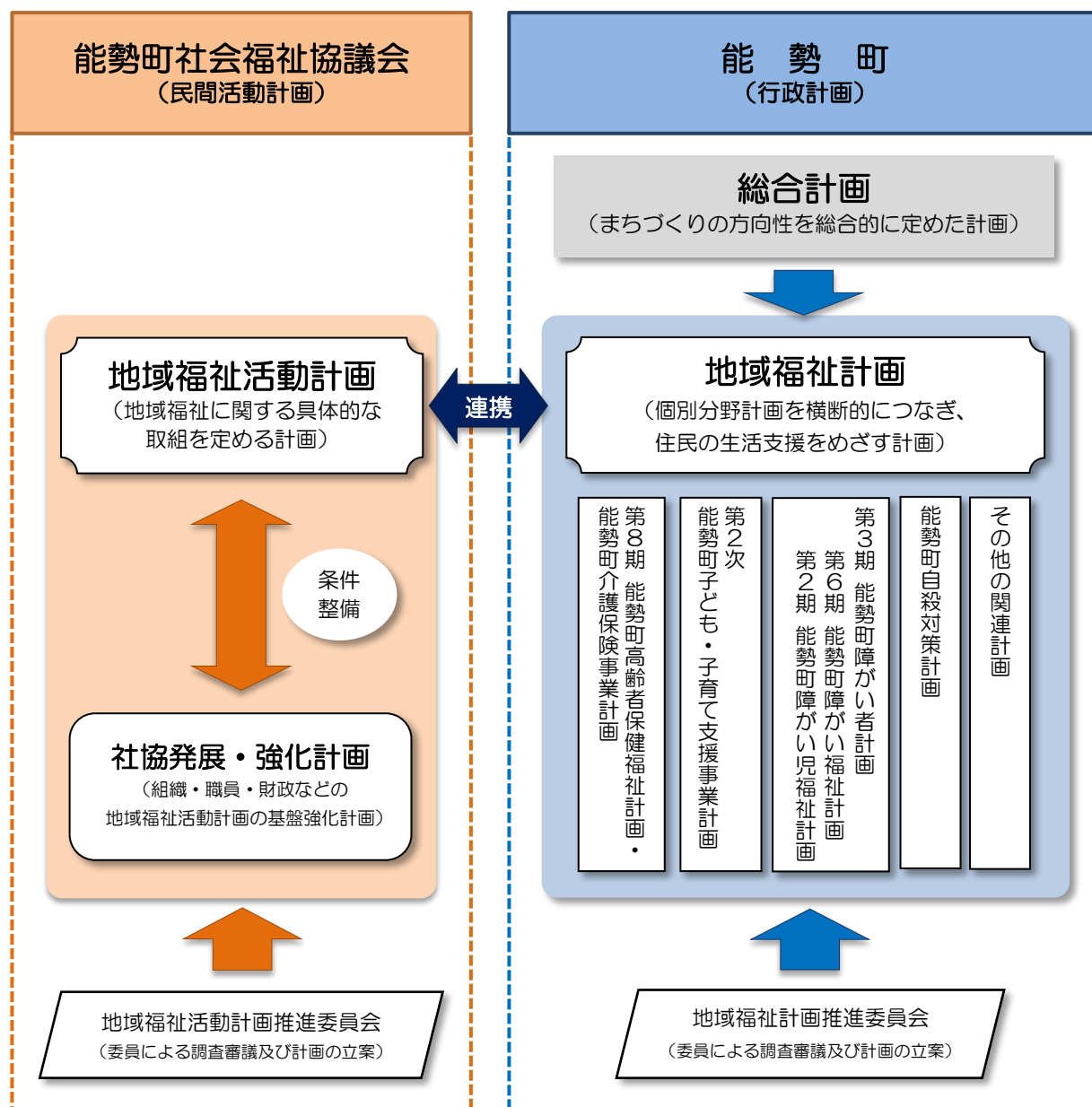
本計画の計画期間は、令和 3(2021)年度を初年度として、令和 7(2025)年度までの 5 年間とします。

なお、国や本町の福祉制度や施策などの変更等に対応するため、必要に応じ計画の点検、見直しを行います。

12 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、地域の現状を把握するため、住民を対象に「能勢町地域福祉に関するアンケート調査」、関係事業者・団体には、「能勢町地域福祉計画策定のための関係事業者・団体等アンケート調査」（併せて以下「住民等意識調査」という。）をそれぞれ実施し、住民の代表者や地域福祉団体の代表者、学識経験者等で構成する「能勢町地域福祉計画推進委員会」において協議を重ね、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

【 地域福祉計画と他計画との関係（イメージ） 】



第2章 施策の展開

◇ 能勢町の特徴と今後の展開 ◇

住民等意識調査では、福祉への関心について「ある程度関心がある」が4割以上を占めて最も高く、「関心がある」と合わせると、『関心がある』人が6割以上を占めており、地域住民の福祉への意識が高いことが能勢町の特徴のひとつとしてあげられます。

本計画の基本理念である「ふれあいと生きがいのあるまち のせ ～助け愛（あい）、支え愛（あい）による地域福祉力の向上～」をめざし、福祉への関心が高いという温かみのある地域性の中で、誰もが幸せに生活できるよう、以降に示す基本目標に基づき、地域福祉を推進していきます。

基本目標1 とともに助け合い、支え合う地域づくり

（1）尊重し支え合う意識づくり

＜現状と課題＞

本町では、地縁型コミュニティの「自治区」を中心に様々な地域活動（「道づくり」、「とんど正月」等）による世代間交流が行われています。また一方で、自治区の中には、住宅開発などによる都市化の進展、少子高齢化・核家族化の進行、生活様式の多様化に伴い、地域活動への参加者の減少、地域でのつながりの希薄化がみられ、同じ地域にどのような人が住んでいるか分からないという状況が見られます。

そこで、人と人との寄り添う意識づくりを目的に、関係団体と行政が連携し、子育て講演会、障がい者スマイルフェスタ、能勢ふれあいフェスタ、のせ栗まつり、いきいき百歳体操交流大会など、様々なイベントによる住民の交流機会が設けられています。

住民等意識調査では、日常生活を送る上での近所の人と付き合いの必要性について「まあまあ必要だ」が4割以上を占めて最も高く、「とても必要だ」と合わせると、『必要だ』と感じている人が8割近くを占めています。年代別にみると、年齢が上がるにつれて、「とても必要だ」の割合が高くなっており、年齢が低いほど形式的な付き合い（義理）など、深い関わりを望まない人も多い傾向にあります。

身近な関わりからコミュニケーションを通して、人と人との寄り添う意識の構築を図り、助け合いの精神を醸成し、地域住民の絆を深めていく必要があります。また、高齢者や障がいのある人、LGBT^{*9}の方等への隔たりや偏見、差別がない地域をつくり、お互いが支え合う意識を高めることが必要です。

^{*9} LGBT：L レズビアン（女性として女性を好きになる人）、G ゲイ（男性として男性を好きになる人）、B バイセクシュアル（異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人）、T トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは違う性別で生きる人、生きたいと望む人）の4つの英単語の頭文字を組み合わせた性的マイノリティの総称のこと。

そのためにも、自分たちの住んでいる地域にはどんな地域資源や課題があるのか、どんな人が暮らしているのかなど、コミュニティに関心を持ち、イベントや地域活動への積極的な参加などを通じて、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、地域ぐるみで福祉活動を推進していくことが必要です。



能勢町民生委員児童委員協議会・能勢町地域子育て支援センター共催
子育て講演会「プレジャーBの Comedy・クラウン・サーカス」
【令和元(2019)年7月20日開催】



第4回いきいき百歳体操交流大会
【令和元(2019)年9月27日開催】

《今後の方向性》

住み慣れた地域で誰もが安心して生活ができるよう、地域活動への参加を促進し、生活の基礎となる住民相互の関係づくりを推進します。

さらに、高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、支援が必要な人への理解を深め、お互いを尊重し、地域で支え合える関係づくりを支援します。

施策内容 	施策の展開
① 地域のつながりづくり  	・あいさつや声かけ、地域の行事や伝統行事などを通じたつながりづくり。 ・子どもから高齢者まで自然に助け合い、支え合いのできる関係づくり。
② お互いを尊重し合える環境づくり  	・お互いを尊重し合うためには、お互いのことをよく知る。 ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭など支援を必要とする人やLGBTの方等への理解を深める啓発活動の実施。

*「施策内容」に表示するSDGsは、関連性の高いものを2項目ずつ表示しています。(以下同様)

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・あいさつや声かけなど、近所づきあいを積極的に行い、相談できる関係づくりを構築する。
- ・ひとり暮らしの高齢者や転入者などに声をかけ、親しくなる。
- ・子どもも大人も地域活動へ積極的に参加し、様々な活動を体験する。
- ・地域の一員として、自らが持つ知識や経験を活用し、地域活動を行う。
- ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭などの支援が必要な人やLGBTの方等への理解を深める。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・地域のまつりや伝統行事、世代間交流や見守りなどの活動をPRする。
- ・地域活動に参加する機会が少ない人が参加しやすくなるよう配慮する。
- ・小地域ネットワーク活動により、高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、支援が必要な人が安心して生活できるよう、住民による助け合い活動の支援を行う。
- ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭などの支援が必要な人や、LGBTの方等への理解を深める機会を提供する。
- ・福祉について体験や学習する場を積極的に企画する。

《行政が行うこと》

- ・支え合い、助け合いによる地域福祉を進めることの重要性などを講演会等通じ啓発する。
- ・住民相互や関係団体が活動する場の充実への支援を図る。
- ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭などの支援が必要な人や、LGBT等の方への理解を深めるための啓発活動や交流機会の充実を図る。

(2) 交流の場の充実

《現状と課題》

住民等意識調査では、地域とのつながりの状況について「つながりがあると思う」が約6割を占めているものの、年代別にみると、20歳代では「つながりはないと思う」が4割を超えて高くなっています。

一方で、高齢者や障がいのある人、LGBTの方に隔たりがあると感じる人のその原因では、「幼いころからそのような人たちと触れ合う機会がないから」が2割以上を占めて最も多くなっており、高齢者や障がいのある人、LGBTの方を地域で支え合い、見守る活動への参加意向では、「ぜひ参加したい」と「機会があれば参加したい」を合わせると、『参加意向がある』人が4割近くを占めています。傾向としては、年齢が下がるにつれて増加しており、20歳代では半数以上、30歳代では6割近くを占め、その他の年代に比べてやや高くなっています。

地域では、住民の連帯感が希薄化している中で、人と人との交流を通じた住民同士の良好な関係を構築するためにも、一人ひとりが地域の一員として、地域の福祉活動にも積極的に参加し、地域を知ること、意識を持つことが必要です。

平成24(2012)年度以降、能勢町高齢者クラブ連絡協議会では、各地域で活動される高齢者クラブ（地域の高齢者のつどい）の情報交流等の一体的な取組として高齢者お楽しみ会（大衆芸芸など）を開催し、高齢者の生きがい活動として一定の役割を担ってきました。

また一方で、地域を取り巻く状況に応じて、地域に合った取組を進めるためには、地域住民の声を聞きながら、実情を知ることが不可欠であり、地域が自主的に共生のため集まって話す機会や場所（居場所）を確保して、継続的に取組を進めていくことが必要です。

現在、町内では、25団体ある高齢者クラブ（長寿会など）を中心に、健康ハイキングやふれあい祭り、サロンなど日々の生活を豊かにする楽しい活動や、集会所や広場、神社等の清掃活動、友愛訪問など地域を住みやすくするための活動等が積極的に行われています。

また、概ね65歳以上の方を対象に「いきいき百歳体操」が実施されており、介護予防・健康・生きがいづくりとして、地域住民の交流の場にもなっています。

町では、結婚後50年間共に歩んでこられたご夫婦に対し、歴年の功を祝福する「金婚夫婦表彰式」を開催しています。また、放課後や地域での子ども見守り支援では、夏休みや冬休みに「元気ひろば」や「学習会」などを開催する「子どもの居場所づくり事業」を実施しています。子育て世代には「子育てつながり支援事業」として、子育て期の母親等を対象とした体験講座を開催し、親同士のつながりの創出をめざす「親同士のつながり事業」を実施し、子育て支援モバイル配信サービスを活用した子育て情報の提供や担当保健師制の導入等により、切れ目のない支援を実施しています。

また、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるよう、ボランティア団体であるキャラバン・メイトが中心となり、認知症の人やその家族、住民、認知症に携わる専門職が集える場「オレンジカフェ・のせ」が、開催されています。

この他、町内の社会福祉施設等と協力し、フリースペースを拠点とした地域交流の促進に努めています。

《今後の方向性》

身近なところから始められる日常的な交流活動を支援し、交流がその後の地域福祉活動へのきっかけとなるよう努めます。また、地域住民が気軽に参加できるイベントを通して、世代間交流を推進します。

施策内容 	施策の展開
① イベントによる交流の促進  	・年齢・性別・障がいの有無を問わずだれもが参加できるイベントを開催する。
② 福祉施設等の事業への参加促進  	・福祉施設等が開催する事業の周知を行うことで、地域住民の参加促進、地域福祉への関心度を高める。
③ 交流できる場づくり  	・同じ悩みを持つ人の交流の場づくり。 ・地域で気軽に話し合える関係づくり。
④ 各福祉団体と福祉施設等の連携による交流  	・行政、福祉団体及び福祉施設等が交流できる機会を作り、それぞれの活動への理解を深める。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・町や福祉団体・施設等が開催するイベントへ積極的に参加する。
- ・隣近所で声をかけ合い、世代間での交流を図っていく。
- ・定年退職した後や子育てが一段落した後など、今まで培った経験をもとに福祉活動へ参加する。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・福祉施設等において、施設利用者と地域住民が交流できる機会をつくる。
- ・地区福祉委員会を中心とした世代間交流活動やサロン活動等を支援する。
- ・地域住民が交流できる居場所を提供する。
- ・高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ披露する場をつくる。
- ・福祉団体・施設等が中心となって、地域住民が気軽に集える拠点づくりを促進する。

《行政が行うこと》

- ・誰でも参加できるイベントを開催し、地域住民の交流を図る。
- ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭などを対象としたイベントを開催し、ひきこもりがちな人の参加を促し、同じ悩みを持つ人が集まる機会を提供する。
- ・町や福祉団体・施設等が実施するイベントについて、広報誌やホームページを通じてPRする。
- ・地域資源である福祉団体・施設等で地域交流ができる仕組みづくりに取り組む。
- ・学校や福祉団体・施設等と地域との交流機会を作り、相互理解を深める。

(3) 福祉人材の育成

《現状と課題》

住民等意識調査では、地域の中で助け合い活動を進めていくにあたり、行政が行う支援として重要だと思うことについて、「緊急時に備えた支援体制の整備」に次いで、「活動の引率役となる地域リーダーの育成」や「学校教育、生涯学習」などの回答が多くなっています。

また、共に助け合い、支え合う地域づくりに向けて重要だと思うことについては、「高齢者や障がいのある人等への理解を深め、福祉の心を育成する学校教育における福祉教育」や「ボランティアや福祉の担い手などの人材の育成」などの回答がありました。

地域での福祉活動を盛んにするためには、子どもの頃からの福祉教育が重要であり、家庭、地域、学校が連携して思いやりの心を持つ子どもたちを育むことが必要になります。

また、今後も地域活動を継続していくためには、活動の中心となって指導的な役割を果たすリーダーの存在が不可欠です。長期的な視点から、地域資源である人材を掘り起こし、リーダーを育成していくことが必要です。

平成 30(2018)年度には、地域共生社会の実現に向けたイメージを共有し、住民の機運の醸成を目的に「我が事・丸ごと」の地域づくり研修会「北海道 津別町社会福祉協議会による実践報告とフリートーク」やフォーラム「みんなで考えよう！地域の助け愛(あい) 話(わ)・和(わ)・輪(わ)」を開催し、地域ぐるみで福祉について考えるための機会を設けました。

また、社会福祉協議会と連携し、生活支援コーディネーターを町内に4名配置し、旧小学校区を基本とした協議の場づくりを目的とする生活支援体制整備事業を進めています。

加えて、制度の狭間や複合的課題などの対応困難な事案の解決に取り組むC S Wを社会福祉協議会(基幹型C S W)や社会福祉法人(施設型C S W)の協力を得ながら配置する等、地域福祉の向上に取り組んでいます。



研修会

地域全体で取り組む「我が事・丸ごと」の地域づくり研修会
「北海道 津別町社会福祉協議会による実践報告とフリートーク」

【平成 30(2018)年 11 月 30 日開催】



フォーラム

「みんなで考えよう！地域の助け愛(あい) 話(わ)・和(わ)・輪(わ)」

【平成 31(2019)年 2 月 10 日開催】

《今後の方向性》

地域住民が福祉について学ぶ機会を提供し、また、学校教育における体験学習など福祉教育を推進し、子どもの頃から支え合う意識を育むことにより、人材の育成につなげています。

施策内容 	施策の展開
① 福祉分野の人材の確保・育成  	・地域福祉に関する講座・学習機会等の提供により活動する人材の育成・確保に努める。
② 学校における社会貢献活動の充実  	・小学校、中学校、高等学校等での「ボランティア活動等社会貢献活動」を充実する。 ・学校と福祉団体・施設等が連携した社会貢献活動の場を充実する。
③ 地域における福祉教育の充実  	・住民・関係機関が連携した地域での福祉教育の充実を支援する。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこと（我が事）として捉え、地域福祉活動（ボランティア活動等）へ積極的に参加する。
- ・地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して理解を深める。
- ・資格を有する人は、その専門性を活かして積極的に活動する。
- ・各種講座や研修で得た知識等を活動に活かす。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・学校、事業者、地域の福祉教育を支援する。
- ・福祉体験の場として、児童生徒や地域の人の見学など受け入れに協力する。
- ・活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかける。
- ・地域活動を通じた後継者の育成や、地域活動を活発にするためのリーダーの育成を行う。
- ・職員等に対し研修等を実施し、資質向上を図る。

《行政が行うこと》

- ・必要に応じて地域福祉に関する研修や講座・学習機会等を提供し、地域活動のための人材発掘やリーダーの育成に努める。
- ・子どもの頃から人権感覚が身に付くよう、学校教育で福祉・人権に関するテーマを扱う。
- ・大人が福祉について学べる場を提供する。
- ・地域福祉の担い手となり得る団体、自治区、NPO法人、事業者等の相互連携を支援する。

基本目標2 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 見守り体制の強化

＜現状と課題＞

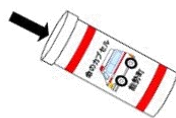
住民等意識調査では、住民の地域環境の満足度として、安心して子どもを産み育てられる環境、子どもが元気に成長できる環境、青少年が健全に育つ環境、地域内の人間関係が良く助け合える環境では満足度が高いのに対し、障がいがあっても安心して暮らせる環境や、高齢者が安心して暮らせる環境では、満足度がやや低い結果となっています。

また、地域に期待することでは、「緊急事態が起きたときの対応」に次いで、「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」が4割近くを占めて多くなっています。なお、年代別にみると、20～40歳代の子育て世代では、「子どもの見守りなどの活動」の回答も多くなっています。加えて、関係団体・事業者においても、地域で実施すべき取組として、日頃からの見守りや声かけに対する意見が多くなっています。

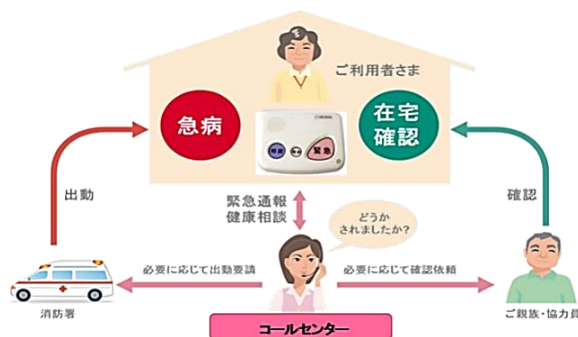
現在、民生委員児童委員による見守り訪問や命のカプセル^{*10}の配布、各地区の高齢者クラブ（長寿会等）による活動を通しての見守り活動やレクリエーション等を通じた地域での見守り活動が行われています。加えて、緊急通報装置^{*11}の設置を進めるとともに、認知症高齢者等SOSネットワーク事業の実施や子どもの登下校を見守る「しあわせ守り隊」等、地域での見守り体制づくりを進めています。

また、町内の各地区で、介護予防の取組とともに地域住民の交流の場づくりとして実施されている「いきいき百歳体操」は、地域での見守りへの一助になっており、今後も継続した取組が望まれます。

高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、不安や孤独、孤立、ひきこもり等の心の悩みを抱えた人たちを早期発見し、早期支援につなげていくためには、地域住民一人ひとりの生活実態をより正確に把握していく必要があり、隣近所の声かけや見守り活動などの地域の協力が不可欠です。



命のカプセル



緊急通報装置の仕組み

^{*10} 命のカプセル：災害や緊急搬送等の際に「かかりつけ医」や「緊急連絡先」などの必要事項を確認し、救急活動やご家族への連絡をスムーズに行い、地域ぐるみの見守り体制の推進を図るツール。

^{*11} 緊急通報装置：ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、昼間に高齢者の方のみとなる世帯、重度身体障がい者等に対し、緊急通報装置を設置することにより、高齢者等の急病又は事故等の緊急時に迅速かつ適切な支援等を行い、日常生活における安全の確保及び不安の解消を図る。

《今後の方向性》

個々のもつ強みや地域力を活かし、お互いに支え合う地域づくりが重要です。そのため、高齢者、障がいのある人や子育て家庭をはじめ、日常生活において支援が必要な人が社会的に孤立することがないように、地域で見守り、支え合う地域づくりを推進します。

施策内容 	施策の展開
① 地域における見守り体制づくり  	・福祉団体及び施設などにより実践されている見守り訪問活動や相談活動が、円滑に実施できるよう支援する。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・日頃からのあいさつや声かけなど、周囲の人との会話や近所づきあいを行う。
- ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、支援が必要な人が地域から孤立することのないよう、普段の日常生活から「ちょっとしたこと・些細な変化」に気づく。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・小地域ネットワーク活動の見守り活動やサロン活動を充実させ、高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、支援が必要な人を見守りながら、地域からの孤立を防ぐ体制の強化を図る。
- ・CSW等相談員との連携強化を図る。
- ・福祉施設、学校、医療機関、相談機関等が地域に加わり、地域での見守り体制の充実を図る。
- ・地域の子どもたちの通学路等の見守りを行う。

《行政が行うこと》

- ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、支援が必要な人への訪問活動や安否確認などを地域の住民や関係団体・事業者等と連携し取組む。
- ・地域の子どもたちの通学路・通学方法などの見守り体制を強化するための支援を行う。

(2) 地域活動の支援

《現状と課題》

これまでから、地域共生社会の実現を目標に、住民の機運の醸成を目的とした研修会・フォーラムの開催や、地区福祉委員会等、町内の福祉団体のつながりを大切にし、小地域での活動を支援してきました。

住民等意識調査では、地域で活動する各団体においては、活動に参加される方の高齢化に伴い、新たな担い手の確保や次世代を担うリーダーの育成が課題となっています。

住民の地域の行事・地域活動等への参加状況では、「求められれば、参加・協力している」が4割以上を占めて最も高く、「進んで積極的に参加・協力している」と合わせると、『参加・協力している人』が6割近くを占めています。

しかし、年代別にみると、年代が下がるにつれて、『参加・協力している人』の割合が低くなっており、20歳の世代では「関心がなく、誘われてもやるつもりはない」が4割以上を占め最も高くなっています。このことから、地域の行事・地域活動の大切さなどを含め、ライフステージに合わせた媒体での啓発が求められます。

また、助け合い支え合う地域づくりに向けて重要だと思うことでは、「住民の地域活動への参加と交流」や「区組織や自治会活動などによる地域活動」等の回答が多くなっています。

そのため、地域において福祉活動を行っている団体は、社会福祉協議会をはじめ、ボランティア団体や障がい者団体、区組織などがあり、住民の積極的な参加、協力が得られるよう、各団体の活動内容について理解いただけるような広報に取り組む必要があります。

担い手確保のためには、活動しやすい環境づくりや、住民の理解・協力を得ながら、各団体が関わり、地域住民との交流を深めていくことが必要です。加えて、地域福祉活動に関心があっても、時間の制約等からはじめの一步が踏み出せない人も多いことから、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。

《今後の方向性》

地域のつながりの大切さや地域活動の良さなどを普及啓発するとともに、活動への参加を促進します。また、地域コミュニティによる支え合い活動を支援します。さらに、より発展的な活動につなげていくため、関連する情報提供を積極的に行います。

施策内容 	施策の展開
① 様々な団体の つながりづくり  3 すべての人に 健康と福祉を  17 パートナリシップで 目標を達成しよう	・福祉関係者を対象とする研修会、講演会を開催し、地域団体相互の交流・連携を支援する。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・地域で高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、支援が必要な人がいれば積極的に支援を行う。
- ・町の様々な施策に目を向け、自分たちが暮らす地域は自分たちで良くするという意識を持つ。
- ・地域の行事や活動に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになる。
- ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭など支援が必要な人への支援（地域福祉活動への参加）を積極的に呼びかける。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・地域福祉に関わる活動内容を積極的に広報する。
- ・高齢者が地域福祉活動に参加できる仕組みづくりを行う。
- ・福祉サービスの提供以外にも、地域との交流を積極的に持つよう努め、世代間交流活動など、住民相互のふれあいが活発になるよう活動を進める。
- ・住民の意見を反映した地域福祉活動を推進していくために、住民の声を収集していく仕組みづくりに努める。

《行政が行うこと》

- ・定期的に住民や関係団体等から意見を聞く機会を通じ、課題を明らかにする。
- ・NPO法人・ボランティア団体などが行う地域活動に関する広報に努める。
- ・地域住民や関係団体などが地域福祉活動に取り組みやすくなるよう支援する。
- ・様々な課題を持つ当事者相互の交流の場を設け、お互いに支え合えるよう支援する。
- ・地域団体の担い手確保のため、活動しやすい環境づくりへの支援を行う。

(3) ボランティア活動の推進

《現状と課題》

ボランティア団体やNPO法人は様々な分野で地域の一役を担われており、こうした活動は徐々に広がりつつあります。

社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターの登録団体数（令和元（2019）年度事業報告書）はグループとして13団体、会員数は136人になっています。また、個人ボランティアの登録者数は63人となっており、合計199人の登録があります。

今後もボランティア団体やNPO法人が果たす役割はますます重要となるため、行政や社会福祉協議会も活動情報の提供、PRを行うなど、協働・連携して取り組むことが大切です。



食育推進ボランティア



能勢町ボランティア連絡会



のせ・楽歩の会



子ども食堂 るるる



こもれび

《今後の方向性》

これから活動しようとしている人たち向けに、活動の情報提供の充実を図るなど、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

さらに、より効果的な活動につなげていくため、支援を必要とする人が求めることと、支援する人ができることをコーディネートする機能を構築します。

施策内容 	施策の展開
① ボランティア講習会の実施  	・高齢者をはじめ、より多くの住民がボランティア活動に参加できるよう研修や講習会の充実を図る。
② ボランティアが活動しやすい仕組みづくり  	・若年者層や勤労者層などがボランティア活動に参加しやすい条件や環境を整備する。 ・町内で行われているボランティア活動の情報を提供し、支援を必要とする人につなげる。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、支援が必要な人に対して「できること」を考え、実行する。
- ・町やボランティア団体などが開催するボランティア講座などに参加する。
- ・ボランティア団体等との交流を通じ、ボランティア活動に関する知識や実践方法に対する理解を深める。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・ボランティア活動に関心のある地域住民が活動に参加しやすい環境づくりに努める。
- ・イベントの企画において、幅広い世代が参加できるよう内容の充実と工夫を図る。
- ・ボランティアセンターを拠点として、それぞれのボランティア団体や個人同士が、連携・協働関係の強化を図る。
- ・地域住民にボランティア活動の魅力を発信する。

《行政が行うこと》

- ・ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を受け入れる側と行う側のニーズをつなぐ調整機能を充実する。
- ・ 社会福祉協議会と連携し、誰もが気軽に参加できるボランティア活動の仕組みづくりを充実する。
- ・ ボランティア活動に関する情報提供を積極的に進め、地域住民の参加を促進する。
- ・ 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に対する支援や相談窓口を充実する。
- ・ 学校教育や社会教育の場におけるボランティア学習の機会を設ける。

(4) サービスの質の向上

《現状と課題》

住民等意識調査では、適切に福祉サービスを提供するための仕組みづくりに向けて重要だということとして「町の福祉サービスに従事する人材の確保とサービスの質の向上」が4割近くを占めて最も多く、「介護・福祉人材の確保に向けた取組の充実」が2割以上となっています。

また、福祉サービスを利用する場合に心配なことでは、「どのようなサービスがあるのかわからないこと」が半数以上を占めて最も多く、次いで「サービスの利用について、どこに相談すればよいかわからないこと」、「費用が負担になること」、「利用するための手続きが面倒なこと」などの回答が多くありました。

行政では高齢福祉、障がい福祉、子ども・子育て支援など、各種福祉・保健等のサービスを提供していますが、福祉サービスの種類や支援ニーズの多様化が進んでいます。福祉サービスの提供者は、一人ひとりの支援ニーズを正確に把握して必要なサービスを提供することが求められています。令和2（2020）年に改正された社会福祉法（一括改正法）では、福祉サービスを必要とする地域住民及びその家族の地域社会からの孤立を防止し、地域生活課題の複合・複雑化した支援ニーズに対応し、個人や世帯の属性・世代を問わない相談体制の構築に努めるよう市町村に求めました。

《今後の方向性》

福祉施設の職員等のスキルアップに向けて、研修会や事例収集等に取り組み、サービスの利用者（家族）が、多くのサービスの中から最も適切なサービスを選択し、利用できるような仕組みづくりを図ります。

加えて、行政、福祉団体、事業者、関係機関の連携を促進し、支援を必要とする個人・世帯に対し、必要な福祉サービスが適切に提供されるよう体制を強化します。

施策内容 	施策の展開
① 適切な福祉サービスを選択・活用できる仕組みづくり 3 すべての人に健康と福祉を  16 平和と公正をすべての人に 	- 福祉施設の職員等のスキルアップに向けての研修会や事例収集等に取り組み、サービスの質を向上させる。 - 提供されている福祉サービスを利用者が多くのサービスの中から自分に最も適切なサービスを選択し、利用できるような仕組みづくりを図る。
② 福祉サービスの提供事業者等の連携 3 すべての人に健康と福祉を  17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	高齢福祉、障がい福祉、子育て支援の各分野において、各事業者、関係機関の連携を促進し、支援を必要とする方に対し、福祉サービスの提供を総合的に調整する仕組みづくり。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・ 悩みや困りごとを家族・個人だけで抱えこまず、周囲に相談することを心がける。
- ・ 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談する。
- ・ 町や福祉サービス事業者に対して、積極的にサービスについての意見を伝える。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・ 福祉サービスの提供事業者は、職員等の資質向上を図る。
- ・ 地域で活動する組織や団体との連携の強化・情報の共有を図る。

《行政が行うこと》

- ・ 福祉に携わる職員の資質向上を図る。
- ・ 福祉サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、サービスを利用する側と提供する側の双方のニーズを把握し、福祉サービスの提供を総合的に調整する仕組みづくりを行う。

(5) 情報提供の充実

《現状と課題》

住民等意識調査では、福祉に関する情報の入手先では、「友人、知人」が4割近くを占めて最も多く、次いで「役場」や「インターネットやSNS」、「町内会・自治会」、「隣近所」などの回答が多くなっていたものの、一方で、「福祉に関する情報を入手できていない人」が1割以上を占めています。

また、困ったときの家族以外の相談先については、「友人、知人」が6割以上を占めて最も多く、次いで「役場」や「隣近所」、「職場の同僚、上司」などの回答が多く、「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」、「民生委員児童委員」、「CSW」等の地域の相談機関については1割未満となっています。

現在、様々な福祉サービスが存在するなかで、多くの団体が福祉活動を実施していますが、支援の必要な方が福祉サービスを活用するためには、その情報提供の機会の創出、充実が必要です。

また、情報入手の手段を年代別にみると、20～50歳代では「インターネットやSNS」、40歳代では「子どもの未来応援センター」、60～70歳代では「町内会・自治会」、70歳以上では「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」、80歳以上では「医療機関や福祉サービス事業所」などで、それぞれその他の年代に比べて多くなっており、情報入手の手段は性別や年代によって様々であることが分かります。

性別や年代等に関わらず、すべての住民に公平に等しく情報を届ける必要があることから、若い年代に向けてはインターネットやSNS等を活用するなど、ライフステージに応じた効果的な情報発信についても丁寧に対応していく必要があります。

《今後の方向性》

支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるように、福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供できる体制の構築に努めます。また、関係団体・事業者や医療機関等とも連携し、細やかな情報提供に努めます。特に、支援が必要とされた時に適切に相談窓口へ相談いただくことができるよう日頃から丁寧な案内に努めます。

施策内容 	施策の展開
① 福祉サービスの情報の発信  	- 各福祉サービスの情報を広報誌やホームページ、情報ポータルサイトなどにより広く発信し、支援の必要な人が適切に福祉サービスを選択できる体制を整備する。 - 情報入手が困難な人への配慮として「地域のつながり」を利用した情報提供により、誰もが適切に福祉サービスが受けられるよう配慮する。
② 地域活動等に関する情報の発信  	既存の地域活動団体の活動内容や、ボランティアに関する相談窓口について情報提供する。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・ 広報誌やホームページに加え、地域の施設や団体等の機関紙などから、福祉制度やサービスについて情報を得る。
- ・ 民生委員児童委員や社会福祉協議会等の活動の情報を得る。
- ・ 高齢者、障がいのある人や子育て家庭など、支援が必要な人について地域での情報共有を行う。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・ 支援が必要な人のニーズ把握に努め、適切に福祉サービスが受けられるよう情報提供に努める。
- ・ 機関紙やホームページ等により積極的に情報を提供する。

《行政が行うこと》

- ・ 広報誌、ホームページ、パンフレット等、様々な手段で、福祉に関する制度やサービス、困ったときの相談先等についての情報提供を充実する。
- ・ 視覚・聴覚に障がいのある人など、障がい特性に応じた方法での情報提供に努める。
- ・ 各相談窓口を活用した情報提供を行う。
- ・ 高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）^{*12}などの防止、早期発見・早期対応につなげるため、啓発月間等の機会を利用し、広報誌やホームページによる案内を強化する。

^{*12} DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。

基本目標3 誰もが安心して生活できるまちづくり

(1) 相談・支援体制の充実

《現状と課題》

相談支援に関しては、総合相談センターをはじめ、高齢者の介護等の相談を主に対象とした地域包括支援センター、障がいのある方の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター、妊娠期から学齢期にわたり、切れ目のない相談支援を行う子どもの未来応援センター等、各分野に設けられた支援機関において様々な相談に対応しています。

住民等意識調査では、困ったときの家族以外の相談相手については「知人・友人」などの回答が多くなっています。「役場」に相談する人は約2割となっており、公的機関の中では最も高い割合となっているものの、まだまだ低いのが現状です。

困ったときの相談先の範囲について、5年前との比較では「特に変化はない」が約7割を占めており、「相談先の範囲が広がった人」は2割程度となっています。

相談することは、問題解決の第一歩であり、気軽に相談できる体制をつくる必要があります。そのためには、相談窓口等について広報を図るとともに、近年、複合・複雑化してきた地域生活課題にも柔軟に対応するため、各相談窓口の連携を図っていくことも重要です。

また、民生委員児童委員の役割の認知状況をみると、「ある程度知っている」と「よく知っている」を合わせた『知っている人』が約半数を占めています。民生委員児童委員協議会では、さらなる認知度向上に向け、PRに取り組んでいる状況です。

一方、CSWの認知度は、『知らない人』が7割以上を占めており、認知度は高くないのが



現状です。地域の中で安定した暮らしができるようにするためには、身近に相談できるツールや機会も重要な役割を担うことから、旧校区毎の地域に配置しているCSWを通じた相談窓口についても、丁寧な案内が必要です。

《今後の方向性》

司法書士や行政書士など専門家と連携している総合相談センターをはじめ、社会福祉協議会、民生委員児童委員、CSWなど、相談先の周知を図り、複合・複雑化した支援ニーズにも対応した断らない包括的な支援体制（「待ちの福祉から届ける福祉」）に向け、福祉団体、事業者、専門職などが相互に連携し、取り組みます。

施策内容 	施策の展開
① 相談窓口の広報・周知  	誰もが気軽に相談できる窓口として、各種相談窓口の周知及び利用者の利便性の向上に取り組む。
② 専門機関の連携（包括的な相談支援体制）  	住民の生活課題とそれに応じた福祉サービスが適切に利用できるよう、各種相談機関の連携を強化し、個人情報保護に配慮しながら情報提供や共有を行い、包括的な相談支援体制を構築する。

「地域で住民一人ひとりが行えること」

- ・日常生活の困りごとについて、一人で悩まず、相談窓口を利用するように心がける。
- ・広報誌やホームページなどで情報を確認する。
- ・各種相談窓口の案内と利用を呼びかける。

「関係団体・事業者等が行えること」

- ・民生委員児童委員やC S W等による地域での相談、総合相談センターや社会福祉協議会に加え、福祉施設や事業者が持つ各種相談窓口等、地域での身近な相談窓口を気軽に利用できるよう啓発・普及を図る。
- ・福祉関連情報の収集と提供の充実に努める。
- ・消費生活に関する啓発事業を展開する。

「行政が行うこと」

- ・総合相談センターの各相談機能の充実に努める。
- ・相談できる窓口や内容について、啓発月間の機会等も利用し、広報誌やホームページ等で、広く広報する。
- ・民生委員児童委員やC S W等各種相談機関の活動への支援を充実する。
- ・専門的な相談に対応するため、専門家との連携強化や相談員の資質向上を図る。
- ・悩みや困りごとに応じて福祉施設、C S W等の各種相談機関、民生委員児童委員、学校、医療機関、警察等と連携する。

(2) 生活困窮者への支援

《現状と課題》

生活困窮者の増加等、新たな生活課題に対応するため、国は平成 27(2015)年 4 月に「生活困窮者自立支援法」を施行し、生活困窮者に対する支援制度が始まり、生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国に設置され、町では、大阪府池田子ども家庭センターが相談窓口となり、他の専門機関と連携して解決に向けた支援を実施しています。

また、子どもの貧困対策では、子どもの貧困対策に関する大綱で定める「支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭」に、今後も引き続き支援を強化していく必要があり、平成 28(2016)年度に大阪府や府内 12 市とともに実施した「子どもの生活に関する実態調査」を踏まえ、「スクリーニング^{*13}」を通して、就学前から義務教育まで、子どもや子育て家庭が抱える課題について一貫した支援を行うため、取組んでいます。

《今後の方向性》

C S Wによる見守り・発見・つなぎの相談窓口等の役割として実施してきた相談事業など、これまで取り組んできた実績やノウハウ等を活かしながら、大阪府が実施する自立相談支援事業との連携、相談機能の促進を図ります。また、子どもへの支援では、現在実施しているスクリーニング手法の検証を踏まえ、今後も、教育機関と福祉部局の連携・協働のもと、学校現場や福祉、母子、保健行政部門のどちらか一方だけでは見えない子どもや家庭が抱える課題を把握し、まずは、「支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援」に加え、妊娠期から学齢期、次世代を担う子ども若者の「切れ目のない支援」に向けた取組を進めます。

施策内容 	施策の展開
① 生活困窮者への支援の充実  	・ " 待ちの福祉から届ける福祉 " へ、アウトリーチ（外に手を伸ばす）型の情報提供・支援体制づくり（外から見え“づらい”を発見するための入口支援）。 ・ 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが困難になるおそれのある人の自立に向けた支援を、大阪府池田子ども家庭センターと連携して実施する。

^{*13} スクリーニング：妊娠期から学齢期、子ども若者支援の対象年齢までを視野に入れた「切れ目のない支援の仕組み」の構築と、蓄積したデータの利活用による組織的な生活指導を目的に、小学校及び中学校における全ての児童生徒へのスクリーニングを実施しています。また、福祉的な視点から、支援の必要な子どもや家庭のスクリーニングも併せて実施しています。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・生活に困難を抱えた人を見守り、困ったときの相談先を伝える。
- ・就職、住まい、家計など暮らしに悩みを抱えたときは、ひとりで悩まず相談する。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・関係機関と連携し、自立に向けた支援を行う。

《行政が行うこと》

- ・各種相談窓口や大阪府池田子ども家庭センター等と連携し、生活困窮者の自立にあたっての問題に関する相談体制の充実を図る。
- ・生活困窮者の早期把握や、地域からの孤立を防ぐため、地域住民、関係機関や福祉事業者等による地域におけるネットワークづくりを進める。
- ・広報誌やホームページ等で、生活困窮者自立支援制度の周知に努める。
- ・教育と福祉の連携の仕組みを活用し、学校や福祉のどちらか一方だけでは見えない子どもや家庭の課題を把握し、支援方策の検討を進め、まずは、「支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援」に引続き努める。

(3) 住民の権利を守る体制づくり

《現状と課題》

高齢者や障がいのある人への理解が深まり、「ノーマライゼーション^{*14}」という概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。

また、近年では高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待も社会問題となっており、住民等意識調査では、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）について「見聞きしたことはない」人が大半を占めているものの、「近所で起きたことがある」と「知人又は友人から聞いたことがある」を合わせた『見聞きしたことがある』人が一定数みられました。

今後、障がい者虐待防止センター、地域包括支援センター、子ども関係機関連絡協議会、関係団体（医療機関、警察、子ども家庭センター、民生委員児童委員協議会等）が連携し、虐待を見逃さないネットワーク体制づくりを進める必要があります。

また、町の養護相談^{*15}の対応件数は年々増加傾向にあり、家庭での養育が困難な児童への支援の充実を図っていく必要があります。

^{*14} ノーマライゼーション：障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざすという考え方のこと。

^{*15} 養護相談：保護者のいない児童、虐待を受けたと思われる児童等、家庭での養育が困難な児童について行う相談のこと。

《今後の方向性》

福祉サービス利用者に対する人権尊重の意識づくりを推進するとともに、高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）など、人権侵害を見逃さない地域づくりと対応の充実を図ります。

施策内容 	施策の展開
① 成年後見制度の利用促進  	・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村計画策定の努力義務を規定していることから、成年後見制度利用に関わる施策の計画的な推進に努める。 ・認知症高齢者や知的・精神障がいのある人の権利を擁護する仕組みとしての成年後見制度の周知及び利用を促す。
② 虐待やDVを見逃さないネットワークの強化  	・民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の早期発見に努める。 ・障がい者虐待防止センターにおいて、虐待の発生時に迅速に対応できる体制を整備する。
③ 日常生活自立支援事業の推進  	・判断能力が十分でない認知症高齢者や知的・精神障がいのある人の福祉サービス利用手続きの代行、利用料支払い等の日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の周知と利用を促す。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに関係者・関係機関に通報・相談する。
- ・日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、悩みや困りごとの発生の予防に努める。
- ・認知症高齢者など、判断能力の低下に伴う支援が必要な人を把握し、支援につなげていくよう努める。
- ・子育て中の家庭に寄り添い、民生委員児童委員等と連携し、地域での児童虐待防止に努める。
- ・区・自治会などで、権利擁護に関わる制度や事業について理解を深める。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・町や地域と連携し、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）防止等の人権啓発活動を行う。
- ・認知症や障がいなどにより判断能力に不安のある人の権利を擁護する。
- ・成年後見制度の利用を支援する。
- ・福祉サービス利用者や相談者の人権を守り、成年後見制度等の活用を含めて権利擁護制度の利用を促進する。

《行政が行うこと》

- ・日常生活自立支援事業、成年後見制度等、権利擁護のための制度を広報し、利用促進を図る。
- ・個人情報の保護に配慮しつつ、援護が必要な人の把握に努める。
- ・障がい者虐待防止センターや地域包括支援センター、児童相談所虐待対応ダイヤル（189（いちはやく））等、相談先の周知を図る。
- ・地域住民や福祉サービスの提供事業者、医療機関等が協力して虐待の早期発見のためのネットワークを確立する。

(4) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進

《現状と課題》

平成 30(2018)年 7 月に発生し、本町においても甚大な被害が発生した西日本豪雨等、近年、地震や豪雨などの災害が各地で多発しており、災害への備えが重要となっています。

防災活動においては、地域での協力が欠かせないことから、福祉避難所の設置に向けて町内の社会福祉施設との協定締結を行いました。今後は、協定を締結した施設との連携を強化し、災害時に備える必要があります。また、平成 31(2019)年 3 月には、避難行動要支援者名簿の活用方法を定めた「能勢町避難行動要支援者避難支援プラン」が策定され、一部の地区では、災害時に備えた避難訓練が実施されているところです。

そこで、平時から地域における見守り活動を通じ、災害時に備え、地域で顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

住民等意識調査では、今後の能勢町の地域福祉の推進に向けて、地域に期待することでは、「緊急事態が起きたときの対応」が約 7 割を占めて最も多く、「防災・防犯などの日常協力体制」でも 3 割以上の回答となっています。

災害時において自宅以外の場所へ避難しなければならない事態に備えた対策では、「避難場所の位置を確認している」が 4 割以上を占めて最も多くなっているものの、「特に何もしていない」人も 4 割近くを占めています。

災害等の発生時は、想定外の事態が生じる可能性があることから、いざというときに役立つ知識を身に付けておき、地域の力で救助や避難ができるようにあらかじめ準備しておく必要があります。そのためには、災害に備えた防災訓練や地域の体制づくりが重要です。

加えて、昨今、子どもを狙った犯罪や、高齢者を狙った振り込め詐欺等の犯罪も増加しています。また、最近では、新型コロナウイルス感染症に関連した特殊詐欺等も発生しています。日頃から一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないように心がけるとともに、民生委員児童委員や高齢者クラブ（長寿会等）、子どもの登下校を見守る「しあわせ守り隊」等の様々な地域活動を通じ、高齢者や子どもたちが安全に暮らせるように、地域ぐるみによる防犯活動を今後も展開することが必要です。

《今後の方向性》

災害時などにおいては、地域での支え合いが重要であり、自主防災の意識づくりに努めます。また、地域ぐるみの防災・防犯活動を支援します。

また、災害時の避難支援のため、行政と地域や消防団等との連携を強化して、避難行動要支援者名簿の活用を促進します。

施策内容 	施策の展開
① 緊急時・災害時の支援体制づくり  	・災害時支援が必要な人への支援体制の強化。 ・避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練の積極的な実施を促し、災害時の救助や安否確認を迅速に図れる体制の構築。
② 見守り活動を通じた防犯活動の推進  	・地域での犯罪・事故を防止するため、地域の団体による高齢者、障がいのある人や子どもの見守り活動を促進。

《地域で住民一人ひとりが行えること》

- ・ 普段から緊急時・災害時のための意識づけや取組を心がける。
- ・ 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や地域の防災訓練に積極的に参加する。
- ・ 高齢者、障がいのある人や子どもなど、避難支援が必要な人などが隣近所にいないか、近隣づきあいを通じ把握し、災害が発生した場合の救助に協力する。
- ・ 地域や行政と連携し、緊急時・災害時の支援体制づくりを行う。
- ・ 災害に備え、地域内の危険な場所を確認しておき、身近な人と共有する。
- ・ 詐欺被害等に遭わないために、日頃から犯罪に関する情報へ関心を持つ。

《関係団体・事業者等が行えること》

- ・ 町内の福祉施設や福祉サービスの提供事業者は、行政や住民と協力し、緊急時の避難誘導を行う。
- ・ 福祉施設等においては災害時の避難誘導體制の確認と確保に努める。また、災害時における福祉避難所としての活用について検討を進める。
- ・ 避難行動要支援者名簿に基づき、積極的な避難訓練に努める。
- ・ 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯活動団体による活動を強化する。

《行政が行うこと》

- ・ 災害時に避難支援が必要な人について、個人情報に配慮しながら把握に努め、住民や関係団体、事業者等と連携した緊急連絡体制、支援体制の強化に努める。
- ・ 避難行動要支援者名簿を活用した避難訓練への積極的な支援を図る。
- ・ 警察や防犯活動団体等との連携により地域の防犯活動の促進を図る。
- ・ 防犯に関する情報提供の充実に努める。
- ・ 広報誌やホームページ等により防犯意識の啓発を行う。

第3章 計画の推進に向けて

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、能勢町で生活を営む地域住民自らが主体的に進めていただくものであり、終わりはありません。一人でも多くの住民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があります。

2 計画の進行管理・評価

本計画は、住民や各種団体の代表者が参加した地域福祉計画推進委員会等の意見をもとに基本理念を達成するために、平時に加え、感染症の拡大や災害の発生等においても、地域で取り組むこと、行政が実施していくことについて定めた指針になります。

具体的な施策の展開、また、その進捗については、国の福祉制度改革の動向や社会情勢等も十分に見極めながら、関連計画等を策定している庁内関係各課とも連携し、計画の推進のため、計画の点検・評価を行っていきます。

3 能勢町社会福祉協議会との連携

地域生活課題へ適切に対応していくためには、社会福祉協議会の担う役割や意義が、これまで以上に重要となります。

社会福祉協議会が策定する「能勢町地域福祉活動計画」は、本計画と連携する地域福祉に関する具体的な取組を定めており、地域住民の普遍的な幸せ、いわゆる「当たり前の幸せを当たり前」にするために、「社会福祉協議会にしか果たせない地域福祉推進の機能（強み）」をさらに発揮する、地域福祉の推進の中心的な役割が求められています。

今後、制度の狭間にある生活困窮、子育て、介護等の課題に向き合っていくために、小地域ネットワークを基盤に「ともに生きる豊かな地域社会」に向けて益々の活躍が期待されています。

町は、今後も引き続き、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

資料編

1 統計等データからみる町の状況

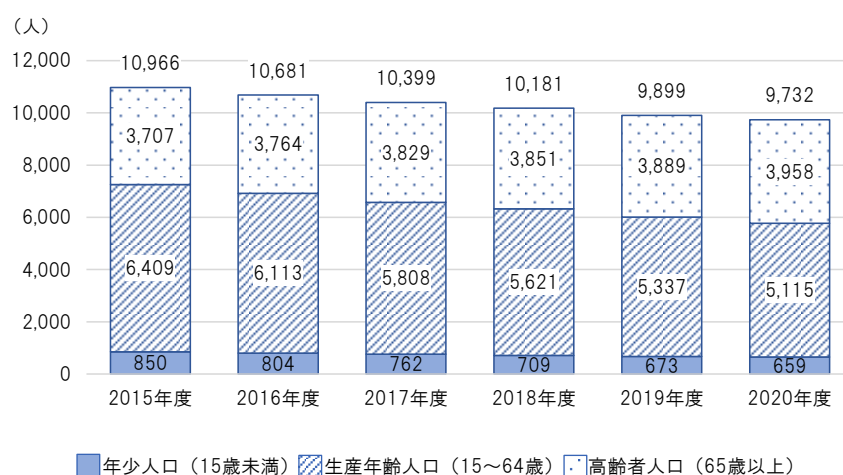
(1) 人口・世帯等の状況

① 人口の推移

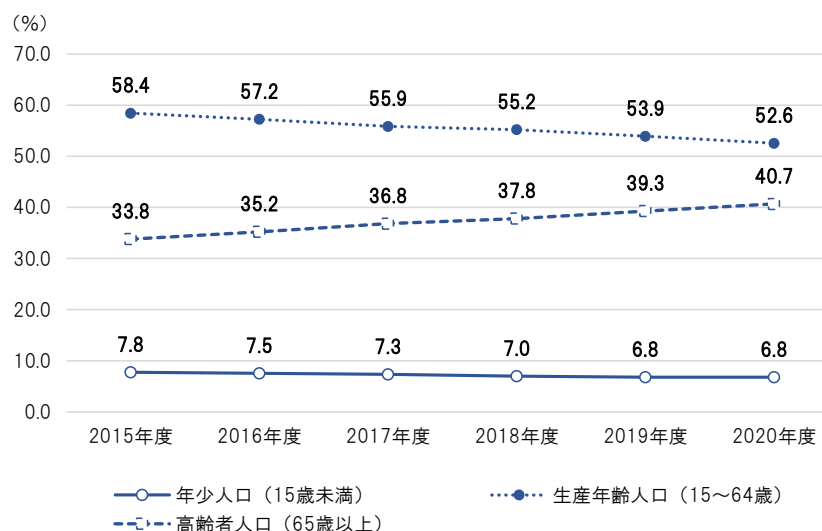
総人口を見ると、平成 27（2015）年度以降、減少傾向で推移しており、令和 2（2020）年度には 9,732 人となっています。また、年齢 3 区分別人口をみると、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向となっています。

高齢化率（高齢者人口が総人口に占める割合）をみると、平成 27（2015）年度以降、上昇傾向で推移しており、令和 2（2020）年度には 40.7%となっています。

■総人口（年齢3区分別）の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



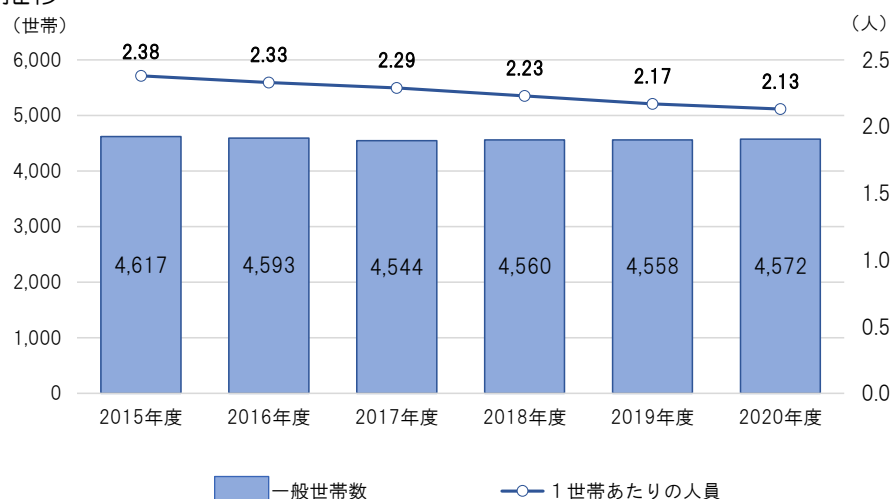
※小数点第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳人口（各年度9月末現在）

② 世帯数の推移

世帯数をみると、平成 27（2015）年度以降、横ばい傾向で推移している一方で、1 世帯あたりの人員は減少傾向で推移しており、令和 2（2020）年度には 4,572 世帯で 1 世帯あたりの人員は 2.13 人となっています。

■世帯数の推移

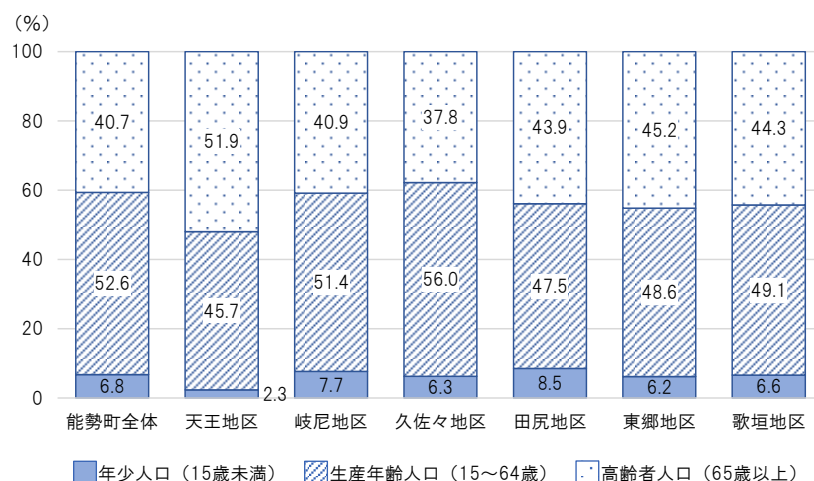


資料：住民基本台帳人口（各年度 9 月末現在）

③ 地区別人口の状況

令和 2（2020）年の人口を地区別にみると、天王地区では高齢化率（高齢者人口が総人口に占める割合）が 51.9%と約 2 人に 1 人が高齢者となっており、地区により年齢構成が違う状況がみられます。

■地区別人口の状況



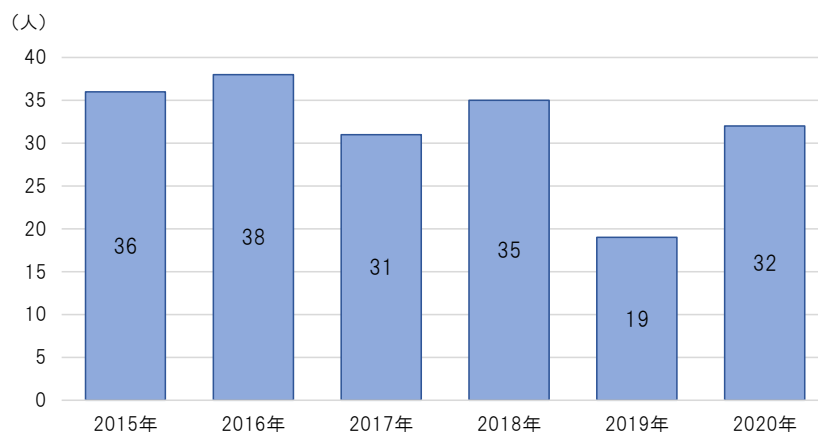
※小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳人口（2020 年 9 月末現在）

④ 出生数の推移

出生数をみると、平成 27（2015）年以降、30 人前後で推移しており、令和 2（2020）年には 32 人となっています。

■出生数の推移

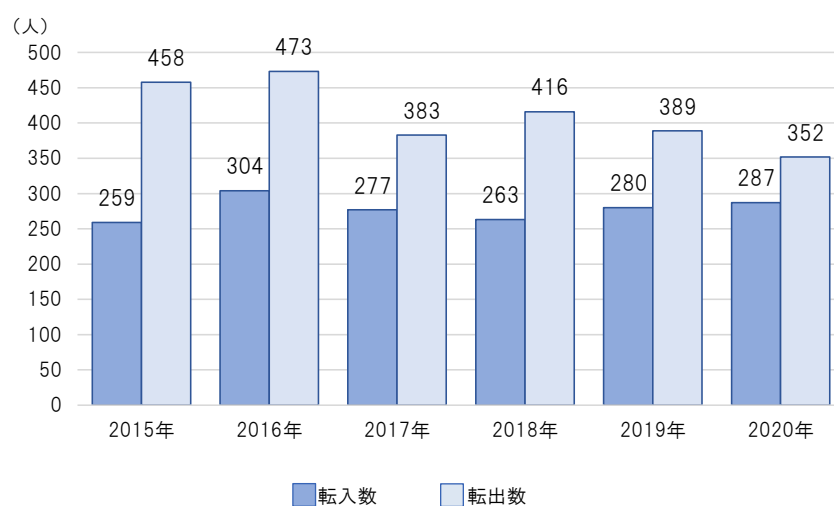


資料：住民基本台帳

⑤ 転入数・転出数の推移

転入数・転出数の推移をみると、平成 27（2015）年以降、転出数が転入数を上回っており、「社会減^{*16}」の状況が続いています。

■転入数・転出数の推移



資料：住民基本台帳

^{*16} 社会減：他地域からの転入又は他地域への転出によって生じる増減のことを、それぞれ社会増・社会減と表される。

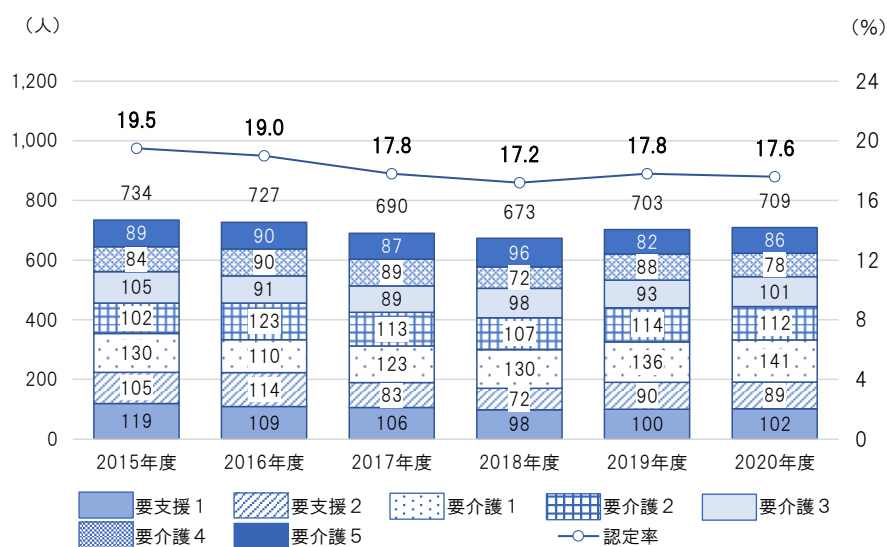
(2) 地域で援助を必要とする人の現状

① 要支援・要介護認定者数の推移

介護保険の要支援・要介護認定者数は、平成 27 (2015) 年度の 734 人から減少傾向となっていたものの、令和 2 (2020) 年度にはやや増加し、709 人となっています。

また、認定出現率（第 1 号被保険者数に占める第 1 号認定者数の割合）をみると、令和 2 (2020) 年度には 17.6% となっています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



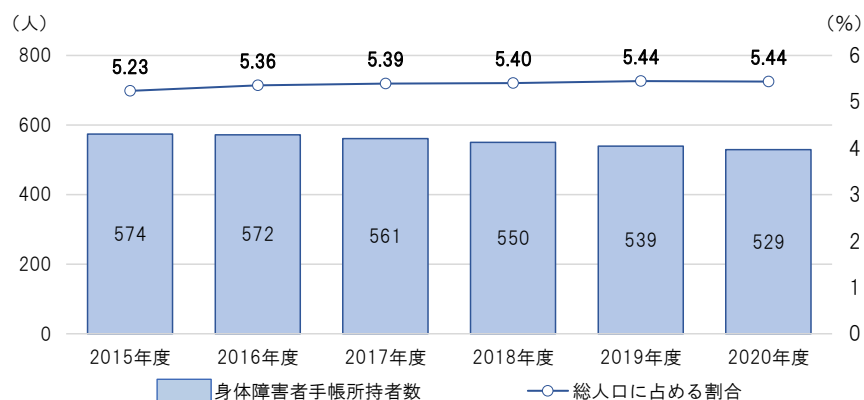
※認定出現率は、第 1 号被保険者数に占める第 1 号認定者数の割合です。

資料：能勢町地域包括支援センター（各年度 9 月末現在）

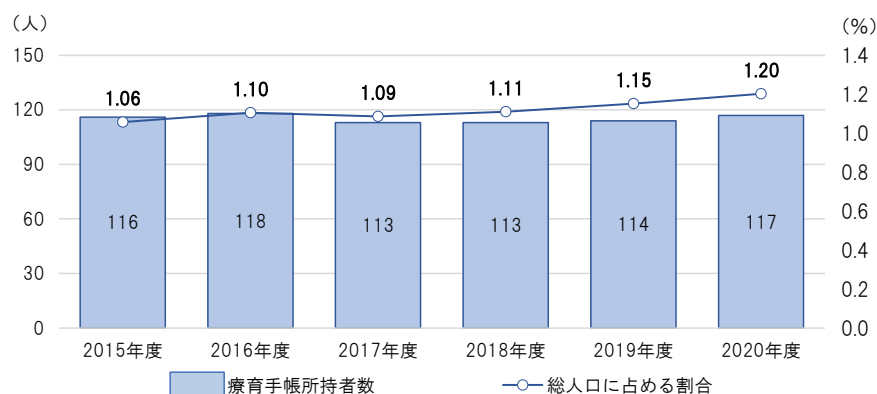
② 障がいのある人の状況

障がいのある人の状況は、平成 27（2015）年度以降、身体障害者手帳所持者数はやや減少、療育手帳所持者数は横ばい傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数はやや増加傾向となっています。また、総人口に占める割合は、全ての障がい種別でやや増加傾向となっています。

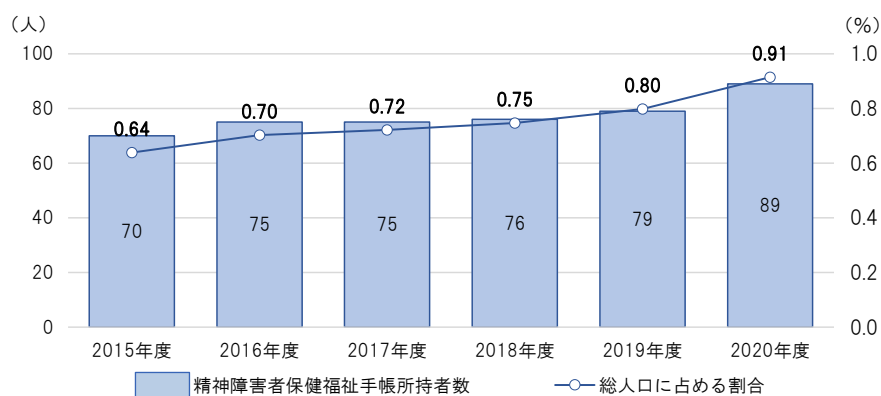
■身体障害者手帳所持者数の推移



■療育手帳所持者数の推移



■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

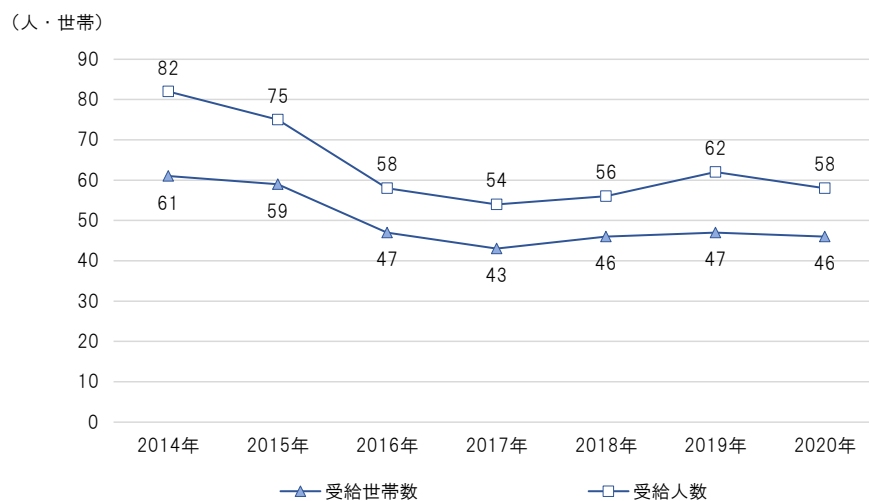


資料：能勢町（各年度 10 月 1 日現在）

③ 生活保護受給世帯数の推移

生活保護受給世帯数及び受給人数は、平成 26 (2014) 年以降、減少傾向となっていましたが、近年では横ばい傾向となっており、令和 2 (2020) 年は 46 世帯、58 人となっています。

■生活保護受給世帯数及び受給人数の推移



資料：大阪府池田子ども家庭センター（各年 4 月 1 日現在）

(3) 地域の援助体制の現状

① 民生委員児童委員協議会

地域の身近な相談相手である民生委員児童委員は、令和 2（2020）年 4 月 1 日現在、各地区担当の民生委員児童委員の 48 名に加えて、特に児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の 4 人で、計 52 名が配置されています。

民生委員児童委員が対応した相談内容別の件数は、令和元（2019）年度は 574 件となっており、そのうち「日常的な支援」は各年度 100 件前後を占め多くなっています。他にも「子育て・母子保健」、「健康・保健医療」、「生活環境」が他の項目と比較してやや多くなっています。

■ 民生委員児童委員対応相談件数（問題種別）の推移

（単位：件）

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
在宅福祉	32	49	16	27	16
介護保険	10	6	7	6	3
健康・保健医療	9	130	85	65	46
子育て・母子保健	66	76	87	113	58
子どもの地域生活	9	195	61	25	13
子どもの教育・学校生活	29	133	45	64	38
生活費	15	17	3	11	4
年金・保険	1	2	0	0	1
仕事	15	3	3	2	0
家族関係	28	22	12	1	12
住居	17	6	12	5	6
生活環境	53	59	43	70	46
日常的な支援	135	232	123	81	86
その他	76	125	178	269	245
合計	495	1,055	675	739	574

資料：福祉行政報告例

② 能勢町地域包括支援センター（保健福祉センター内）における相談内容別件数

能勢町地域包括支援センターでは、地域で暮らす高齢者やその家族を介護・福祉・健康・医療などの面から専門スタッフ（主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師）が総合的に支え、適切なサービスの紹介や調整、制度の利用につなげる等の支援を一つの窓口で、ワンストップ支援を行うことで、暮らしやすい地域づくりを支援しています。また、高齢者虐待の防止や認知症の方への支援、高齢者の消費者被害の早期発見と防止等、高齢者の権利擁護にも取り組んでいます。

地域包括支援センターにおける相談内容別件数をみると、令和元（2019）年度は、高齢者総合相談が750件、権利擁護相談が203件となっています。高齢者総合相談は平成30（2018）年度の328件から2.29倍に増加しています。

■地域包括支援センターにおける相談件数（内容別延べ件数）の推移

（単位：件）

		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
高齢者総合相談	医療・保険	28	24	39	6	113
	介護サービス、介護相談	77	80	161	168	465
	認知症	95	11	99	44	47
	福祉施設	3	1	19	0	6
	その他	40	79	72	110	119
	小計	243	195	390	328	750
権利擁護相談	成年後見	64	14	57	14	178
	虐待	49	49	147	134	24
	消費者被害	3	4	3	23	1
	小計	116	67	207	171	203
合計		359	262	597	499	953

資料：地域包括支援センター

③ 総合相談センターの相談件数

住民福祉の向上及び相談者の利便性の向上のために、生活上のあらゆる困りごとについての相談窓口として、平成 25（2013）年度から総合相談センターを設置しています。

総合相談センターの相談件数をみると、令和元（2019）年度では、相談対象者は高齢者が多く、全体の約 3 割を占めています。また、相談内容では、生活費に関する相談が 20 件と最も多く、次いで、財産管理・権利擁護に関する相談が 14 件となっています。

■総合相談センターの対象者別相談件数の推移

(単位：件)

	平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
	延べ件数	件数	延べ件数	件数	延べ件数	件数
高齢者	29	24	35	28	22	15
（うち）ひとり暮らし高齢者	11	10	4	4	5	4
（うち）高齢者のみの世帯	3	2	2	2	2	1
障がい者	6	6	5	5	4	5
（うち）身体障がい者	2	2	2	2	0	1
（うち）知的障がい者	3	3	1	1	2	2
（うち）精神障がい者	1	1	2	2	2	2
子育て中の親子	6	4	3	1	0	0
ひとり親家庭の親子	6	1	0	0	0	0
青少年	0	0	0	0	0	0
DV被害者	0	0	0	0	0	0
ホームレス	0	0	0	0	0	0
外国人（中国帰国者を含む）	0	0	0	0	0	0
その他	40	26	61	45	41	35
合 計	87	61	104	79	67	55

資料：総合相談センター

■総合相談センターの相談内容別相談件数の推移

(単位：件)

	平成 29 年度 (2017 年度)		平成 30 年度 (2018 年度)		令和元年度 (2019 年度)	
	延べ件数	件数	延べ件数	件数	延べ件数	件数
福祉制度・サービスに関する相談	34	13	13	8	6	4
生活に関する身近な相談	21	17	19	11	2	2
健康・医療に関する相談	2	2	6	3	1	1
生活費に関する相談	14	13	23	17	27	20
就労に関する相談	0	0	1	1	2	2
財産管理・権利擁護に関する相談	6	6	22	22	17	14
消費者被害に関する相談	2	2	2	2	1	1
多重債務に関する相談	0	0	0	0	0	0
DV・虐待に関する相談	0	0	5	2	0	0
地域福祉・ボランティア活動に関する相談	1	1	1	1	2	2
住宅に関する相談	1	1	9	9	7	7
子育て・子どもの教育に関する相談	4	4	0	0	0	0
法律に関する相談	0	0	0	0	0	0
人権に関する相談	0	0	0	0	0	0
その他	2	2	3	3	2	2
合 計	87	61	104	79	67	55

資料：総合相談センター

④ 養護相談

養護相談は、保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院等の事情による養育困難児や虐待対応等のセーフティネットとして重要な役割を担っています。本町では、大阪府池田子ども家庭センターと連携し実施しています。

相談対応件数をみると、平成 27（2015）年度以降、増加傾向となっています。

■養護相談件数の推移

（単位：件）

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
養護相談件数	10	9	7	14	16

資料：能勢町

⑤ 生活困難を抱える家庭等の相談

平成 27（2015）年度より、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に支援を提供することを目的として、「生活困窮者自立支援制度」に基づいて大阪府「はひと・ほっと相談室」と連携し実施しています。

相談対応件数をみると、平成 27（2015）年度以降、年 15～30 件程度で推移しています。

■生活困窮者相談受付件数の推移

（単位：件）

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
生活困窮者相談件数	24	30	31	23	15

資料：大阪府

⑥ 子どもの未来応援センター

妊娠期から学齢期にわたり切れ目のない支援を行う『子どもの未来応援センター』では、家庭教育支援チームを配置し、学期に1回、子育てに関する情報や学習機会の提供、相談体制の充実を目的に対象の全ての児童へ家庭訪問を実施しています。また親同士のつながり事業として、担当保健師制を導入し、妊娠期から子育て期にある母親等を対象に切れ目のない相談支援体制を構築しています。加えて、親同士での情報共有を促すイベントの実施に加え、子育て支援モバイル配信サービスを活用し、予防接種や乳幼児健診等の案内、各種子育て情報の提供を行うことで子育て期の母親等を支援しています。

■児童への家庭訪問件数

(単位：訪問延件数)

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
家庭訪問件数	160	180	210
対象児童	年長児 (5 歳) から 小学 3 年生	年長児 (5 歳) から 小学 4 年生	年長児 (5 歳) から 小学 5 年生

資料：子どもの未来応援センター（保健福祉センター内）

*件数は各学期平均

■子育て支援モバイルサービス登録者数

(単位：人)

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
子育て支援モバイルサービス 登録者数 (人)	143	204	232

資料：子どもの未来応援センター（保健福祉センター内）

*人数は各年度末時点

⑦ CSWによる相談援助

悩みや課題を抱えながらも、どの制度の対象にもならず、支援が困難な「制度の狭間」に陥っている方への支援等、複雑多様化した福祉課題に対応するため、平成 30 (2018) 年度より、地域におけるセーフティネットとして、CSWを社会福祉協議会や地域の社会福祉施設の協力を得て配置し、「見守り・発見・つなぎ・ネットワーク」の促進に努めています。

基幹相談支援センター^{*17}や地域包括支援センター^{*18}（能勢町保健福祉センター内）等との連携のもと、地域の要援護者の自立生活の支援のため、取り組んでいます。

相談件数は平成 30 (2018) 年度に 58 件、令和元 (2019) 年度に 82 件にのぼって、年々、相談のケースが増えています。

^{*17} 基幹相談支援センター：障がいのある人々をサポートするための相談事業を行っている相談窓口。能勢町では、保健福祉センター内に設置されている。

^{*18} 地域包括支援センター：高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、さまざまな相談を受け、適切なサービスの紹介や調整、制度の利用につなげる等の支援を一つの窓口で行う総合機関。能勢町では、保健福祉センター内に設置されている。

■CSWの対象者別相談件数の推移

(単位：相談延件数)

相談対象者	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
	延べ件数	延べ件数
高齢者	17	39
（うち）ひとり暮らし高齢者	10	28
（うち）高齢者のみの世帯	7	11
障がい者	6	9
（うち）身体障がい者	0	0
（うち）知的障がい者	2	7
（うち）精神障がい者	4	2
子育て中の親子	4	1
ひとり親家庭の親子	0	0
青少年	0	0
D V 被害者	0	0
ホームレス	0	0
外国人（中国帰国者を含む）	0	0
その他	31	33
合計	58	82

資料：能勢町

■CSWの相談内容別相談件数の推移

(単位：相談延件数)

相談内容	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
	延べ件数	延べ件数
福祉制度・サービスに関する相談	7	21
生活に関する身近な相談	20	43
健康・医療に関する相談	0	0
生活費に関する相談	10	9
就労に関する相談	0	0
財産管理・権利擁護に関する相談	0	1
消費者被害に関する相談	0	0
多重債務に関する相談	0	0
D V ・虐待に関する相談	0	0
地域福祉・ボランティア活動に関する相談	15	5
住宅に関する相談	0	1
子育て・子どもの教育に関する相談	1	0
法律に関する相談	0	0
人権に関する相談	0	0
その他	5	2
合計	58	82

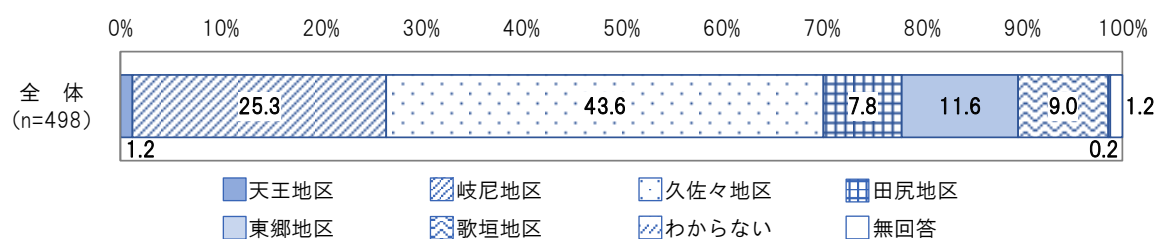
資料：能勢町

2 住民アンケート調査からみる町の現状と課題

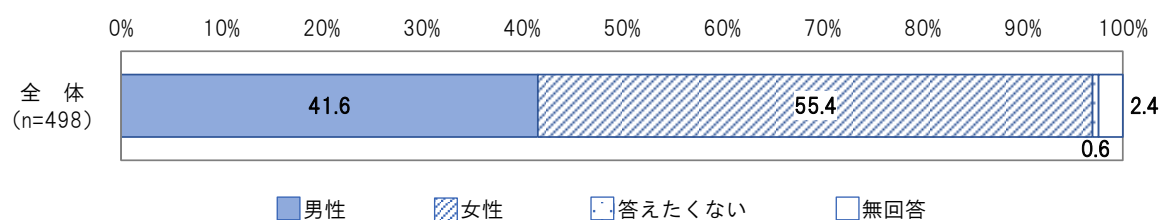
■ 調査の概要

- ・ 調査対象：町内にお住いの 20 歳以上の方から 1,000 人を無作為抽出
- ・ 調査方法：郵送配布－郵送回収
- ・ 調査期間：令和 2（2020）年 4 月 24 日（金）～令和 2（2020）年 5 月 15 日（金）
- ・ 回収状況：有効回収数 498 人（有効回収率 49.8%）
- ・ 回答者の状況：

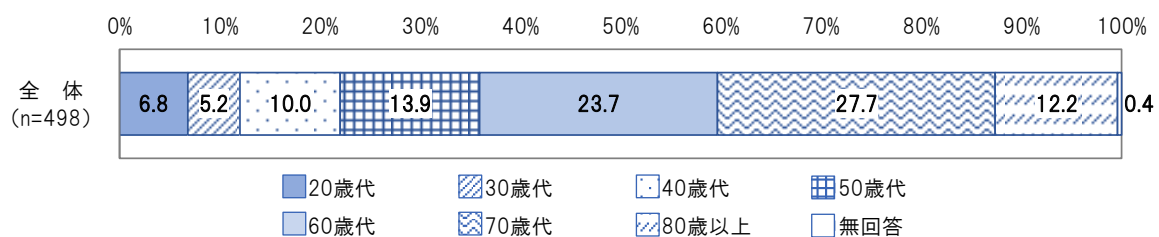
【居住地区】



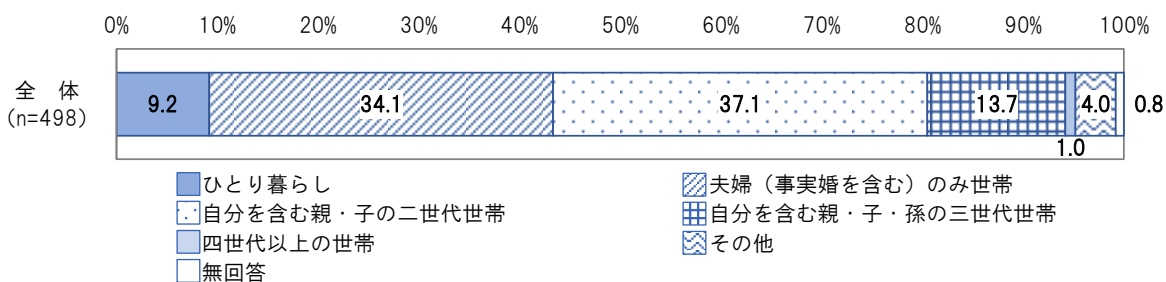
【性別】



【年代】



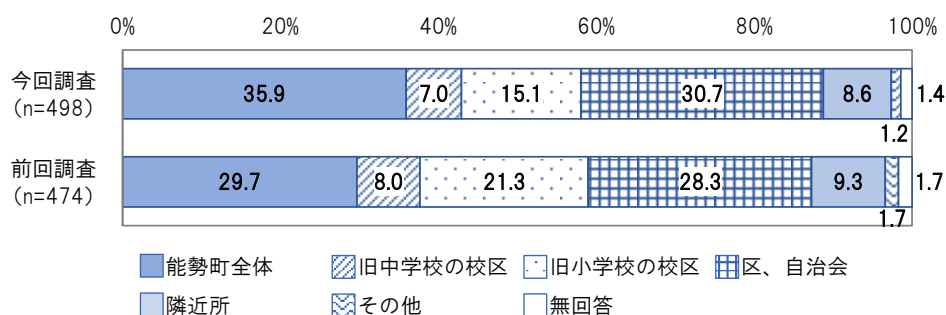
【家族構成】



(1) 住んでいる地域に関する意識や行動

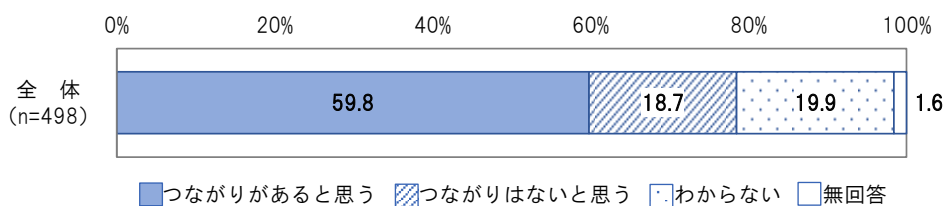
問 あなたにとって、地域とはどのような範囲をイメージしますか。

地域の範囲のイメージは「能勢町全体」が3割以上を占めて最も高く、前回調査（5年前実施）と比較すると、「能勢町全体」を地域の範囲と考える人が増加しています。



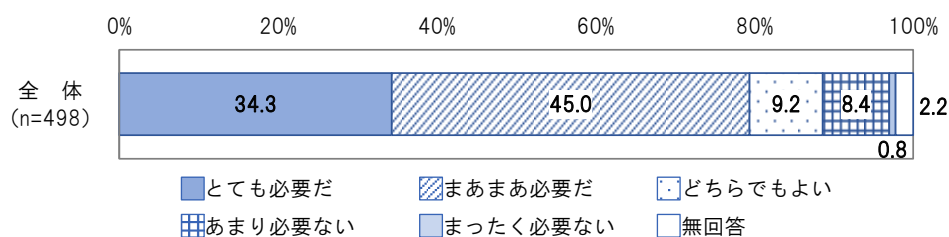
問 あなたは、地域とのつながりがあると思いますか。

地域とのつながりの状況では、「つながりがあると思う」が6割近くを占めて最も高い一方で、「つながりはないと思う」は2割近くを占めています。



問 あなたは、日常生活を送る上で、ご近所の人とお付き合いが必要だと思いますか。

日常生活を送る上での近所の人と付き合いの必要性では、「まあまあ必要だ」と「とても必要だ」を合わせると『必要だ』と感じている人が8割近くを占めています。



(%)

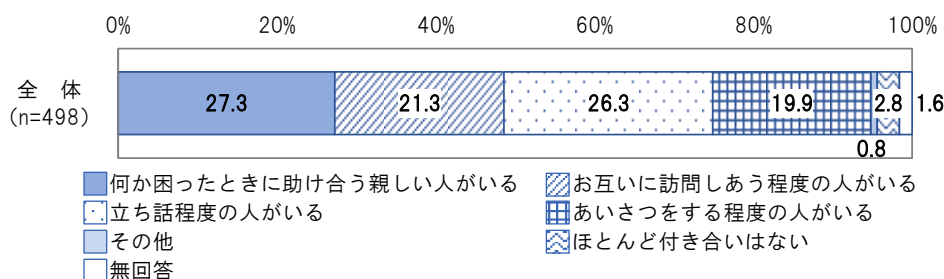
	回答者数 (人)	とても 必要だ	まあ まあ 必要だ	どちら でも よい	あまり 必要 ない	まったく 必要 ない	無 回 答
20歳代	34	17.6	35.3	32.4	5.9	8.8	-
30歳代	26	19.2	50.0	15.4	11.5	-	3.8
40歳代	50	22.0	60.0	14.0	2.0	-	2.0
50歳代	69	31.9	44.9	8.7	13.0	-	1.4
60歳代	118	34.7	50.0	5.1	8.5	0.8	0.8
70歳代	138	40.6	39.1	6.5	9.4	-	4.3
80歳以上	61	47.5	41.0	4.9	4.9	-	1.6

※年代不明がいるため、年代別の回答者数の合計数は全体の回答数と一致しない。

※1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

問 あなたと、ご近所の人との関係は次のどれに近いですか。

近所の人との関係では、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が3割近くを占めて最も高くなっており、年代別にみると、年代が上がるにつれて近所の人との付き合いが濃くなる傾向がみられます。



	回答者数 (人)	何か困ったときに助け合う親しい人がいる	お互いに訪問しあう程度の人がある	立ち話程度の人がある	あいさつをする程度の人がある	その他	ほとんど付き合いはない	無回答
20歳代	34	20.6	8.8	14.7	38.2	-	17.6	-
30歳代	26	15.4	11.5	26.9	42.3	-	-	3.8
40歳代	50	26.0	16.0	24.0	30.0	2.0	-	2.0
50歳代	69	26.1	14.5	29.0	26.1	1.4	1.4	1.4
60歳代	118	31.4	24.6	28.8	12.7	-	2.5	-
70歳代	138	26.8	29.7	24.6	14.5	0.7	1.4	2.2
80歳以上	61	32.8	18.0	31.1	9.8	1.6	3.3	3.3

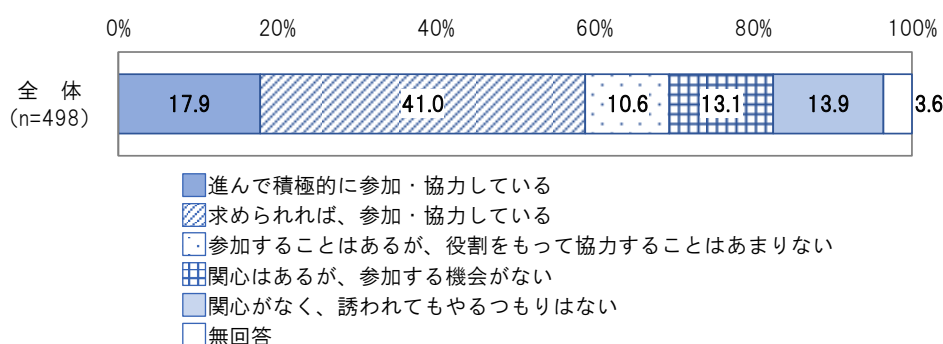
※年代不明がいるため、年代別の回答者数の合計数は全体の回答数と一致しない。

※1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

問 あなたは、地域の行事、地域活動等に参加していますか。

地域の行事・地域活動等への参加状況では、「求められれば、参加・協力している」が4割以上を占めて最も高く、「進んで積極的に参加・協力している」と合わせると、『参加・協力している』人が6割近くを占めています。

一方で、「関心がなく、誘われてもやるつもりはない」が1割以上を占めており、特に20歳代で4割以上を占め高くなっています。



(%)

	回答者数(人)	進んで積極的に参加・協力している	求められれば、参加・協力している	参加することはあるが、役割をもって協力することはあまりない	関心はあるが、参加する機会がない	関心がなく、誘われてもやるつもりはない	無回答
20歳代	34	2.9	26.5	11.8	17.6	41.2	-
30歳代	26	3.8	34.6	11.5	19.2	26.9	3.8
40歳代	50	20.0	44.0	10.0	12.0	12.0	2.0
50歳代	69	14.5	42.0	11.6	15.9	11.6	4.3
60歳代	118	20.3	43.2	11.9	10.2	12.7	1.7
70歳代	138	22.5	41.3	10.9	12.3	8.0	5.1
80歳以上	61	19.7	41.0	6.6	13.1	13.1	6.6

※年代不明がいるため、年代別の回答者数の合計数は全体の回答数と一致しない。

※1番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

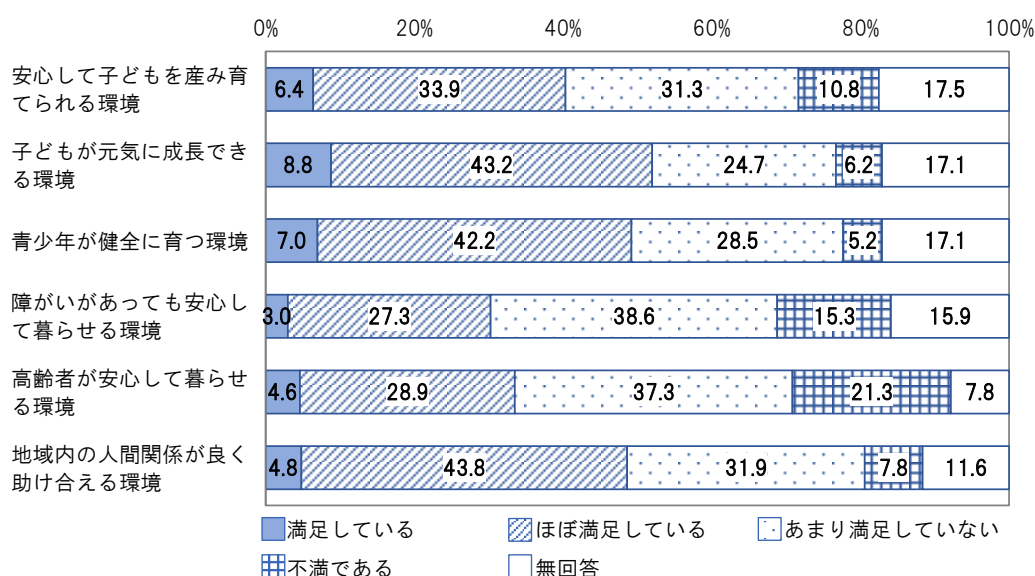
能勢町全体が地域の範囲として考える人が旧小学校単位で考える人よりも増加し、近所付き合いの必要性を感じている人が多い一方で、実際には付き合いができていない人が、特に若年層で多くなっています。若年層では地域の行事・地域活動への参加も少ない状況から、開催日時の検討など、若年層の参加が促進できるような工夫も検討していく必要があります。

問 あなたが現在住んでいる地域環境の満足度について、おうかがいします。

地域環境への満足度では、「満足している」と「ほぼ満足している」を合わせた『満足している』の割合をみると、安心して子どもを産み育てられる環境、子どもが元気に成長できる環境、青少年が健全に育つ環境、地域内の人間関係が良く助け合える環境で4割以上を占め満足度が高いのに対し、障がいがあっても安心して暮らせる環境や高齢者が安心して暮らせる環境では満足度がやや低い結果となっています。

また、地域内の人間関係（助け合える環境）の満足度では、『満足している』人が半数近くを占めています。

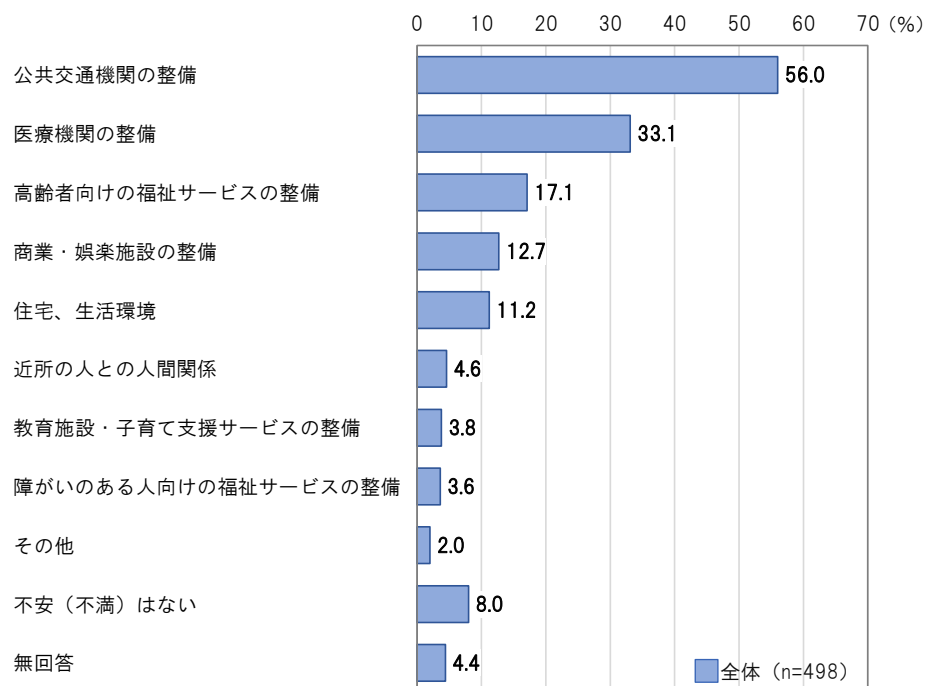
一方で、「あまり満足していない」と「不満である」を合わせた『満足していない』の割合をみると、障がいがあっても安心して暮らせる環境や高齢者が安心して暮らせる環境で高い結果となっています。



(2) 生活課題について

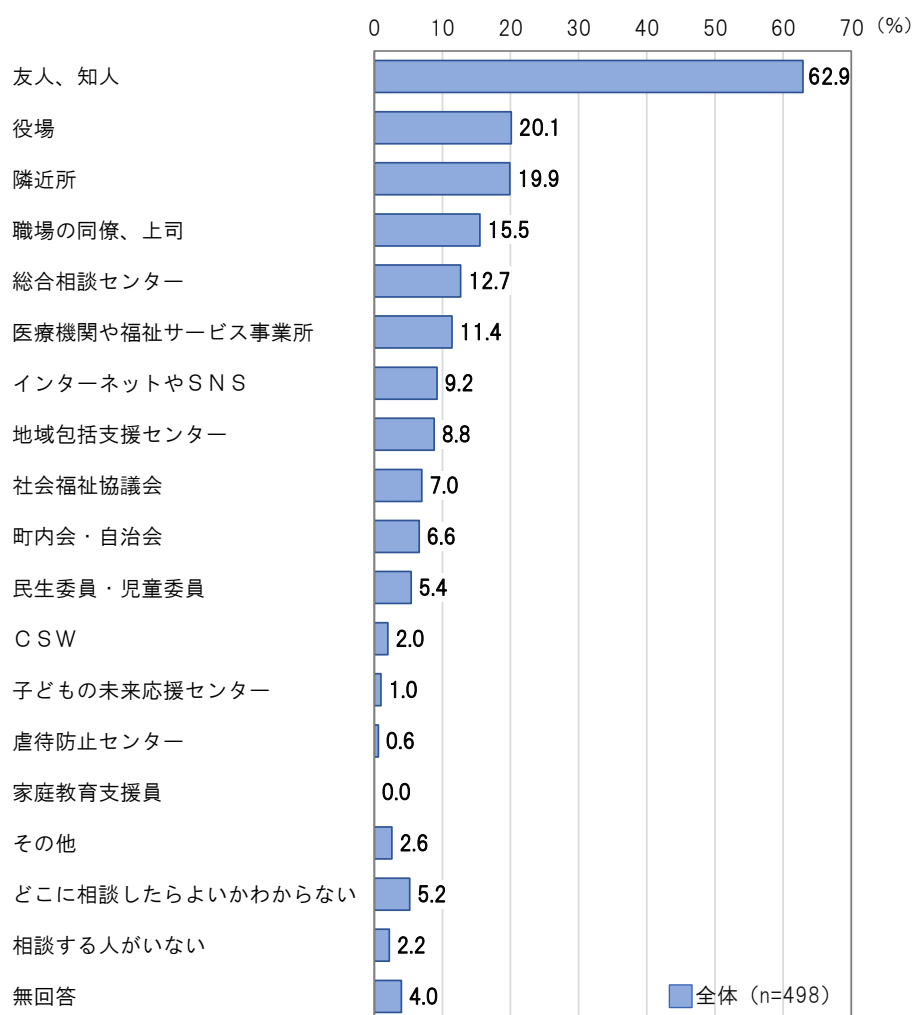
問 あなたが、住んでいる地域の中で特に不安（不満）に感じていることは何ですか。

住んでいる地域の中で特に不安（不満）に感じていることでは、「公共交通機関の整備」が半数以上を占めて最も多く、次いで「医療機関の整備」、「高齢者向けの福祉サービスの整備」の順となっています。



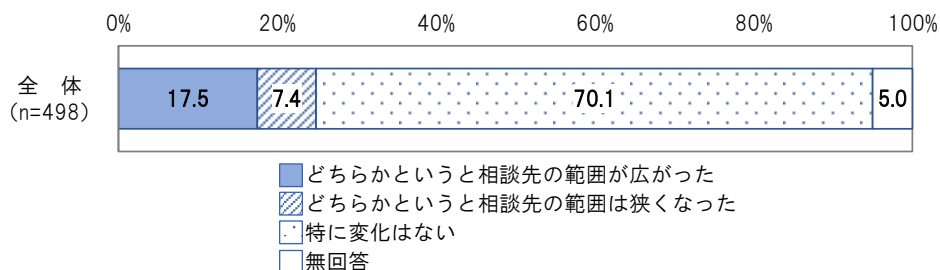
問 もし、あなた自身がさまざまな場面で困ったとき、家族以外の誰に相談しますか。

困ったときの家族以外の相談相手では、「友人、知人」が6割以上を占めて最も多く、次いで「役場」、「隣近所」の順となっています。



問 困ったときの相談先は、以前と比べて（約5年前に比べて）どのように変化しましたか。

困ったときの相談先の範囲について、5年前との比較では「特に変化はない」が約7割を占めているものの、次いで「どちらかという相談先の範囲が広がった」が2割近くを占め、「どちらかという相談先の範囲は狭くなった」を上回っています。



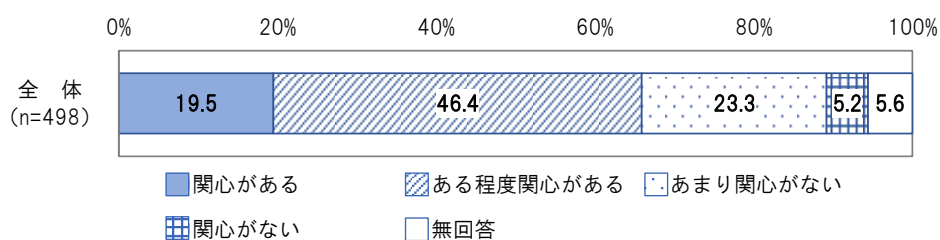
身近な人への相談が多く、各種相談機関（専門機関）の周知をさらに行っていく必要があり、年齢層に応じた広報が求められます。

（3）地域での支え合いについて

問 あなたは、福祉（公助・自助・互助）に関心をお持ちですか。

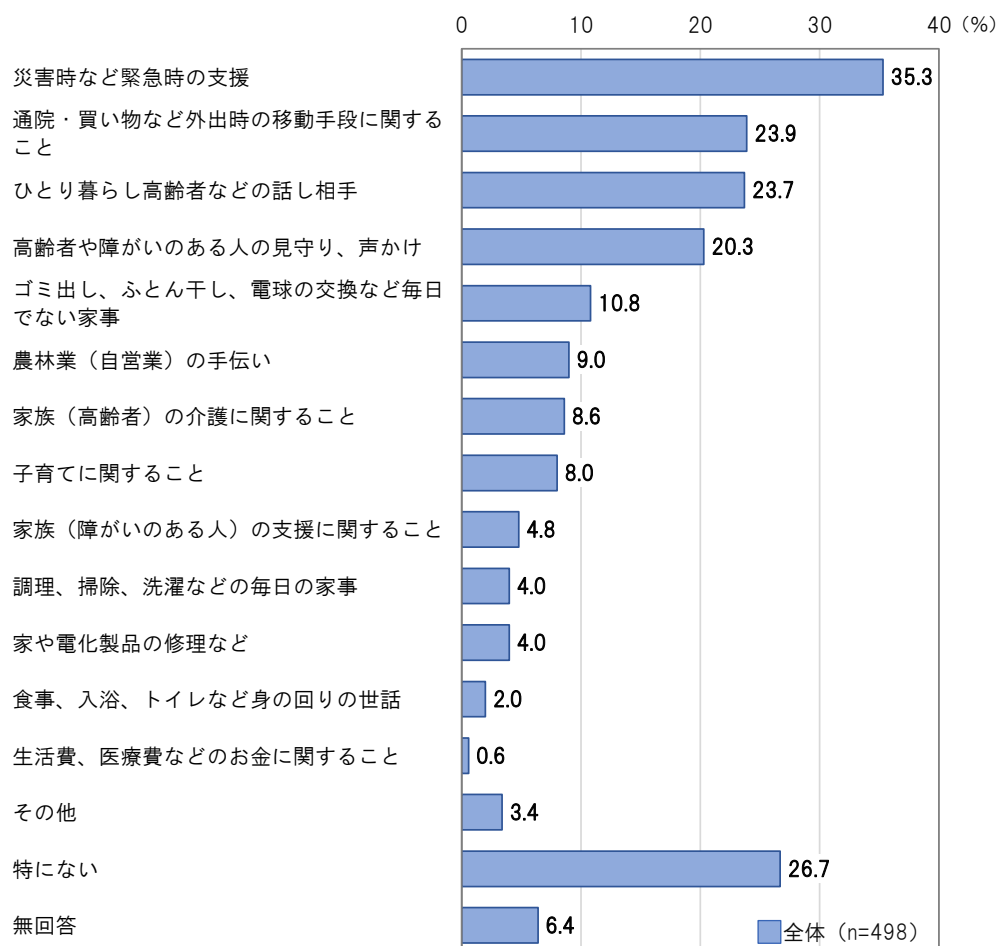
福祉（自助・互助・公助）への関心では、「ある程度関心がある」が4割以上を占めて最も高く、「関心がある」と合わせると、『関心がある』人が6割以上を占めています。

一方で、「あまり関心がない」と「関心がない」を合わせると、『関心がない』人が3割近くとなっています。

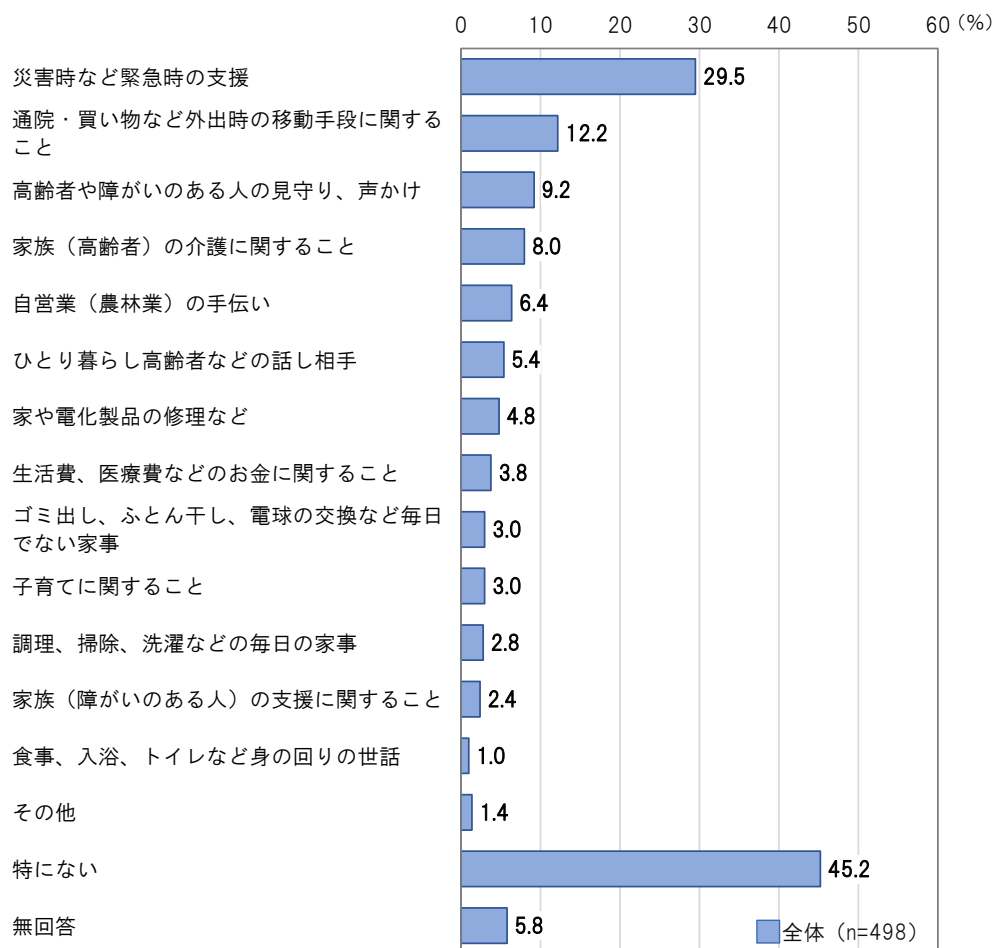


問 今後、ご近所とのお付き合いのなかで、手助けしたい、手助けしてほしいと思うことはありますか。

近所との付き合いの中で手助けしたいことでは、「災害時など緊急時の支援」が3割以上を占めて最も多く、次いで「通院・買い物など外出時の移動手段に関すること」、「ひとり暮らし高齢者などの話し相手」、「高齢者や障がいのある人の見守り、声かけ」の順となっています。



近所との付き合いの中で手助けしてほしいことでは、「特にない」が4割以上を占めて最も高くなっているものの、具体的に手助けしてほしいことでは、「災害時など緊急時の支援」が約3割を占めて多く、次いで「通院・買い物など外出時の移動手段に関すること」、「高齢者や障がいのある人の見守り、声かけ」の順となっています。

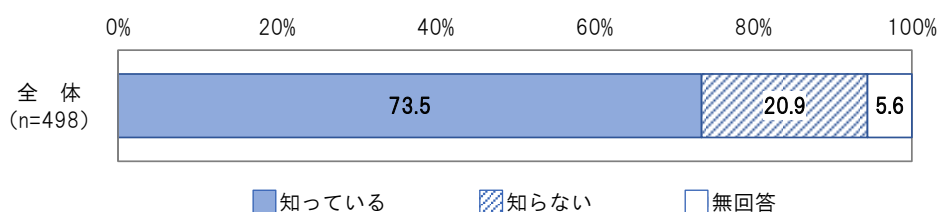


地域に災害時などの緊急時の支援を望む人が多いことから、日頃からの見守り・声かけなどを含めた関係づくりが必要です。また、近所との付き合いの中で相互に手助けし合うことができるような、支え合いの仕組みづくりができれば、近所との付き合いの中で相互に手助けし合うことができることがわかります。

(4) 災害時の対策について

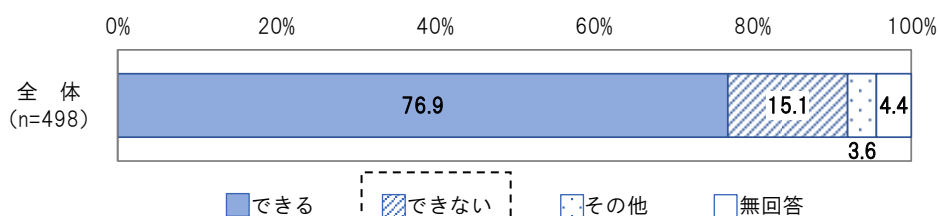
問 風水害や地震などの災害が起こったとき、あなたは自分自身がどこに避難すればいいか知っていますか。

風水害や地震などの災害が起こったときの避難場所の認知度では、「知っている」が7割以上を占めている一方で、避難場所を知らない人が約2割となっています。



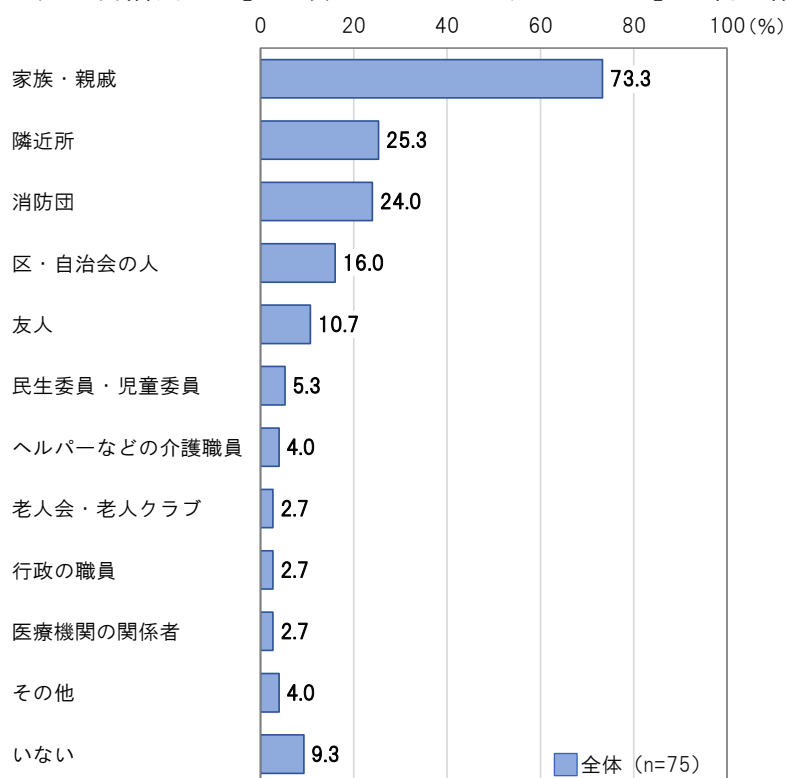
問 風水害や地震などが起こった時、あなたは、一人で避難できますか。

風水害や地震などの災害が起こったときの一人での避難では、「できる」が7割以上を占めている一方で、一人で避難ができない人が1割以上を占めています。



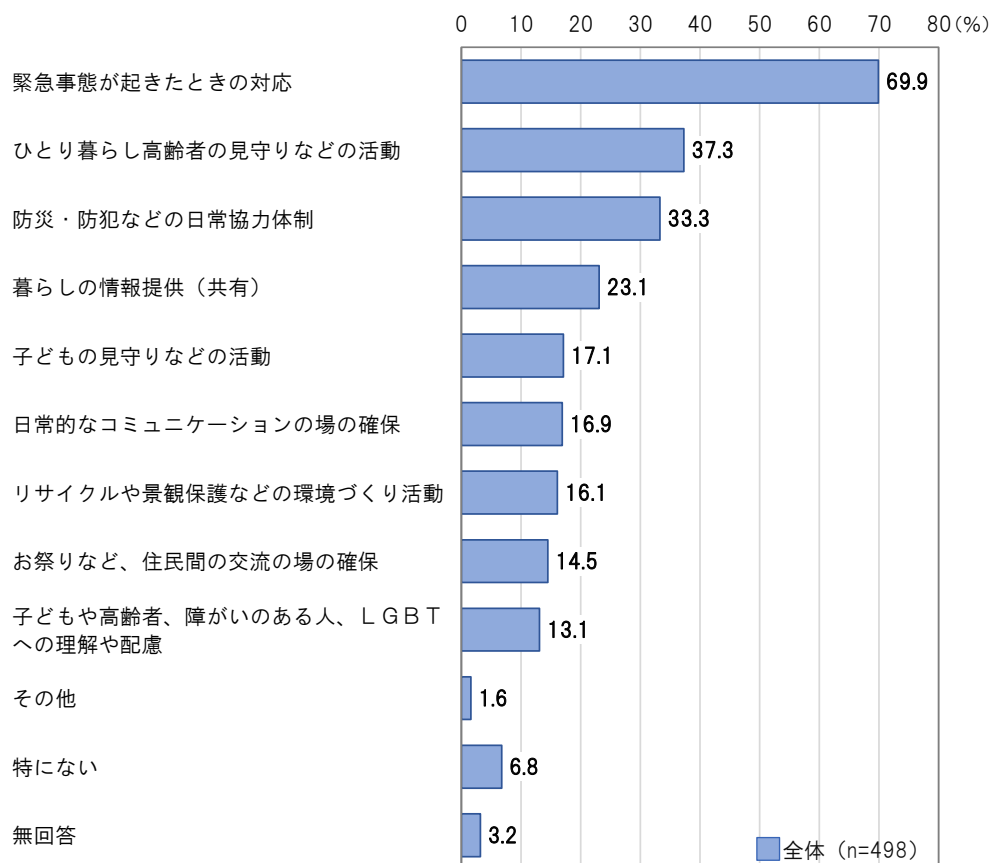
問 (「できない」を回答した方) その際、誰が避難を手助けしてくれますか。

風水害や地震などの災害が起こったときに一人での避難ができないと回答した人の避難を手助けしてくれる人は、「家族・親戚」が7割以上を占めて最も多く、次いで「隣近所」、「消防団」、「区・自治会の人」の順となっており、「いない」は約1割となっています。



問 あなたが、地域に期待することは何ですか。

地域に期待することでは、「緊急事態が起きたときの対応」が約7割を占めて最も多く、次いで「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」、「防災・防犯などの日常協力体制」の順となっています。



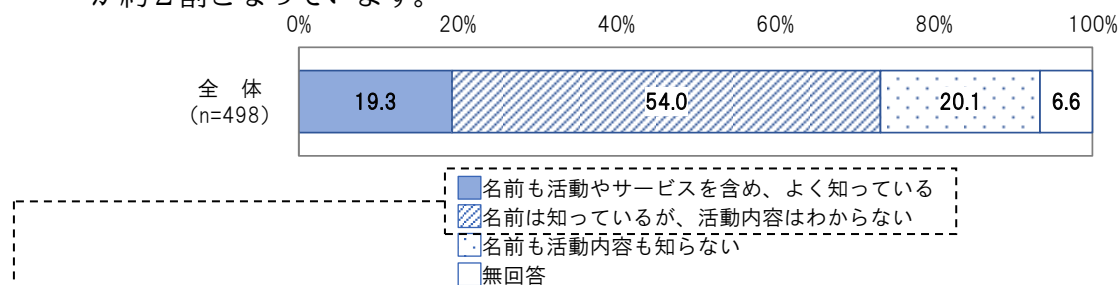
災害時の避難場所の確認をしている人が多く、前回調査と比較してもその割合は大きくなっており、近年、災害等が多発していることによる防災への関心の高まりが感じられます。

一方で、特にしていない人も依然としていることから、日頃からの備えや地域での見守り体制の構築に加え、防災訓練等の重要性などについて啓発していく必要があります。

(5) 能勢町社会福祉協議会について

問 あなたは、「能勢町社会福祉協議会」をご存知ですか。

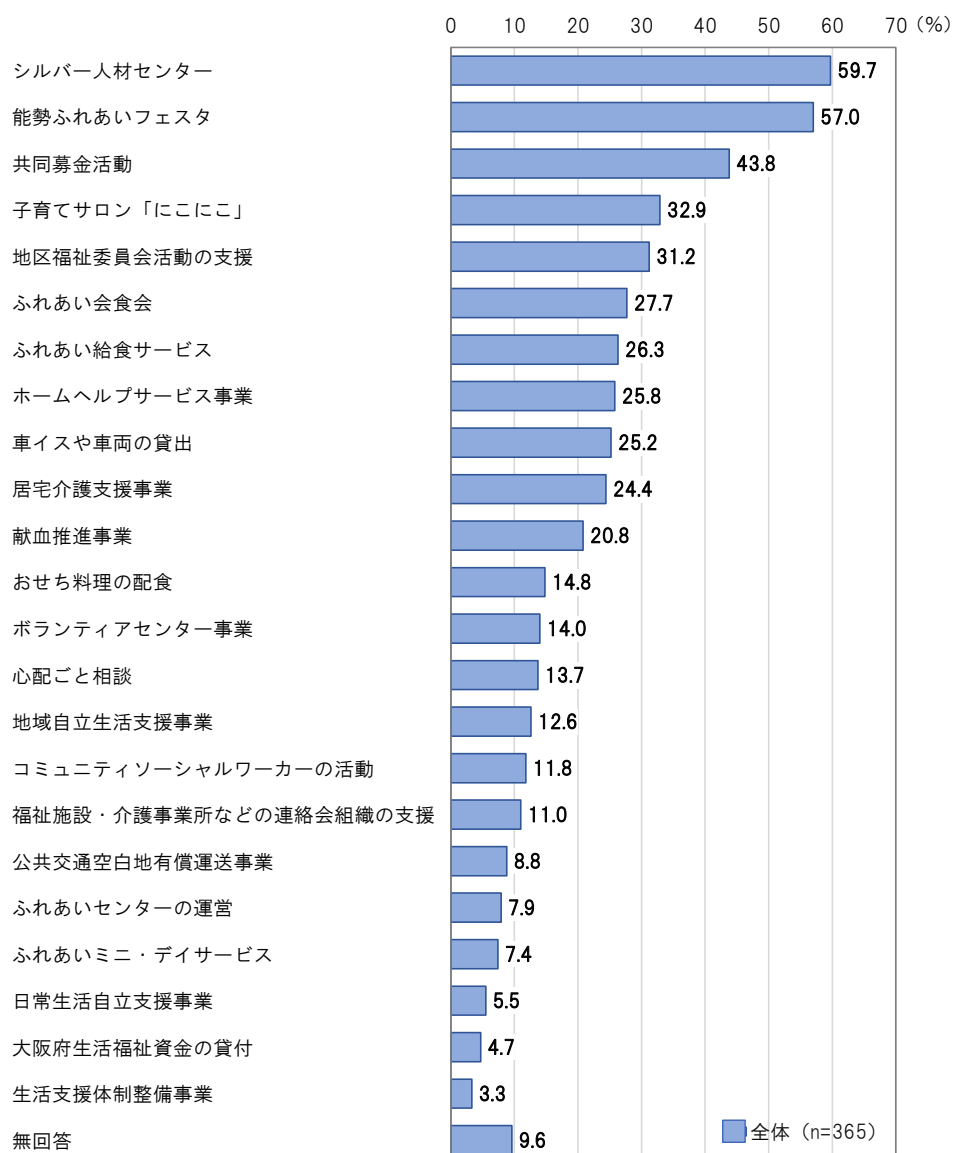
社会福祉協議会の認知度については、「名前も活動やサービスを含め、よく知っている」が約2割となっています。



問 (「名前も活動やサービスを含め、よく知っている」または「名前は知っているが、活動内容はわからない」のいずれかを回答した方)

あなたは、能勢町社会福祉協議会の事業をご存知ですか。

社会福祉協議会の事業の認知度は、シルバー人材センターが約6割を占めて最も多く、次いで能勢ふれあいフェスタ、共同募金活動、子育てサロン「にこにこ」の順となっています。



年代別にみると、30～40 歳代では子育てサロン「にこにこ」が半数を超えて高くなっています。また、60 歳代ではふれあい給食サービスやおせち料理の配食、80 歳以上では地区福祉委員会活動の支援やふれあい会食会などで、それぞれその他の年代に比べてやや高くなっています。

(%)

	回答者数（人）	シルバー人材センター	能勢ふれあいフェスタ	共同募金活動	子育てサロン「にこにこ」	地区福祉委員会活動の支援	ふれあい会食会	ふれあい給食サービス	ホームヘルプサービス事業	車イスや車両の貸出	居宅介護支援事業	献血推進事業	おせち料理の配食
20歳代	19	31.6	57.9	26.3	26.3	10.5	-	5.3	5.3	5.3	21.1	26.3	-
30歳代	15	40.0	53.3	33.3	53.3	13.3	20.0	20.0	26.7	26.7	13.3	13.3	13.3
40歳代	35	51.4	68.6	20.0	54.3	25.7	28.6	22.9	8.6	14.3	11.4	20.0	8.6
50歳代	53	60.4	58.5	43.4	37.7	35.8	20.8	24.5	24.5	24.5	20.8	18.9	13.2
60歳代	90	74.4	60.0	65.6	38.9	34.4	31.1	32.2	35.6	38.9	32.2	26.7	23.3
70歳代	110	62.7	55.5	42.7	26.4	30.9	30.9	27.3	26.4	23.6	24.5	19.1	14.5
80歳以上	42	47.6	45.2	33.3	9.5	38.1	35.7	28.6	28.6	19.0	28.6	16.7	11.9

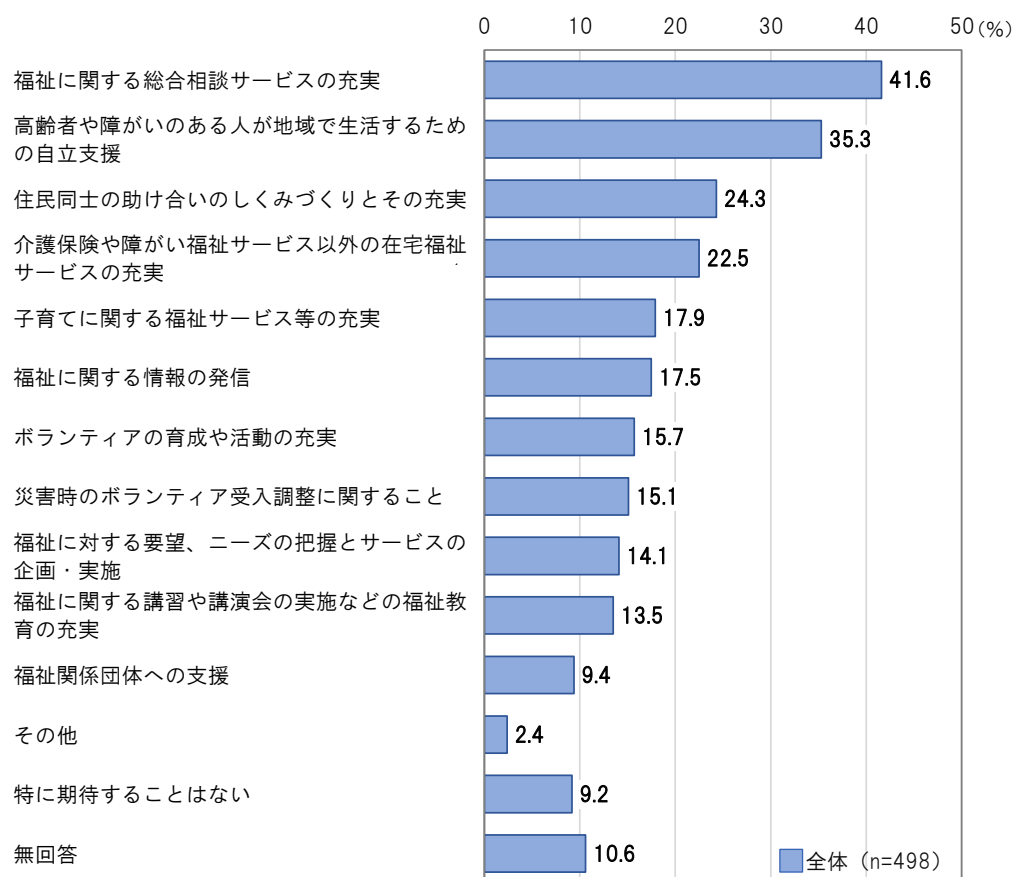
	回答者数（人）	ボランティアセンター事業	心配ごと相談	地域自立生活支援事業	コミュニティソーシャルワーカーの活動	福祉施設・介護事業所などの連絡会組織の支援	公共交通空白地有償運送事業	ふれあいセンターの運営	ふれあいミニ・デイサービス	日常生活自立支援事業	大阪府生活福祉資金の貸付	生活支援体制整備事業	無回答
20歳代	19	-	-	-	10.5	-	-	10.5	-	-	-	-	15.8
30歳代	15	13.3	13.3	6.7	13.3	13.3	20.0	13.3	6.7	-	20.0	13.3	26.7
40歳代	35	17.1	14.3	8.6	8.6	5.7	2.9	2.9	8.6	2.9	5.7	5.7	14.3
50歳代	53	9.4	7.5	17.0	13.2	13.2	7.5	7.5	5.7	5.7	1.9	1.9	13.2
60歳代	90	18.9	20.0	16.7	15.6	12.2	8.9	7.8	6.7	7.8	3.3	4.4	3.3
70歳代	110	15.5	14.5	12.7	11.8	11.8	10.0	11.8	9.1	7.3	6.4	1.8	8.2
80歳以上	42	9.5	11.9	9.5	4.8	11.9	11.9	-	9.5	2.4	2.4	2.4	9.5

※年代不明がいるため、年代別の回答者数の合計数は全体の回答数と一致しない。

※1 番目に割合の高い回答を「太字+濃い網掛け」とし、2 番目に割合の高い回答を「薄い網掛け」としている。

問 あなたは、能勢町社会福祉協議会に今後、どのようなことを期待しますか。

社会福祉協議会に今後期待することでは、「福祉に関する総合相談サービスの充実」が4割以上を占めて最も多く、次いで「高齢者や障がいのある人が地域で生活するための自立支援」、「住民同士の助け合いのしくみづくりとその充実」、「介護保険や障がい福祉サービス以外の在宅福祉サービスの充実」の順となっています。



総合相談サービスの充実を求める人が多くなっていることから、社会福祉協議会に配置しているCSWを中心に総合相談窓口として相談援助体制の充実とそれに関連する実施事業の広報を行っていく必要があります。また、高齢者や障がいのある人が、地域で生活するための自立支援へのニーズや住民同士の助け合いの仕組みづくりとその充実へのニーズも高まっていることから、社会福祉協議会における具体的かつ実効性のある支援の仕組みづくりを検討していく必要があります。

(6) 町の地域福祉全般に対する主な意見（自由記述）

問 町の地域福祉全般について、ご意見がありましたら、ご自由にご記入ください。

① 公共交通機関について

- ・ 町内の各所から自由に役場へ行ける公共の交通網の整備を要望する。
- ・ バスの本数が少なく、車持ちではない人たちが困ると思う。
- ・ 運転免許自主返納と言われる世の中に対応できる高齢者が安心して移動できる環境を整備してほしい。
- ・ 車なしでは非常に住みにくい。避難場所に行くにも車が必要。山下駅までの交通の便の悪さが能勢町の大きな原因となっている。スクールバスの有効活用など対策を講じてほしい。
- ・ 急速に進む高齢化で能勢の町は車が運転できないと生活が無理になってくる。

② 情報提供について

- ・ 高齢者は福祉、厚生等に関する情報が入手しにくいので、町報だけでなく高齢者に個別に情報を提供してほしい。インターネットなどの情報は高齢者には適さない。
- ・ 福祉活動を種々行っているようだが、その活動が目に見えない。
- ・ 情報収集能力がないためか、あまり福祉に関する情報が入ってこない。もっとオープンにどんな活動をしているか発信してほしい。
- ・ 町報等を読む機会も少なく、新聞もとるのをやめたため、広告類も目にすることがない。メール配信での情報提供を希望。
- ・ 各家庭に無線放送設備、緊急通知システムの一体化した資材を配布設置し、色々な計画の推進、施設等を随時耳に届ける広報活動を行いイベントの参加、研修の受講を促す。

③ 行政への要望（税など）について

- ・ 教育に力を入れてほしい。塾等が少なく能勢高校の廃止等、子育て世代にかなり厳しい教育環境となっている。住民を増やさないと財政面で高齢福祉も成り立たないと思う。
- ・ 居住人口は減少する一方。人が減る町に将来の限界集落を感じる。福祉には弱者を助ける財政と人を増やす施策が必要。
- ・ 地域福祉を面積の広い能勢町で充実させるには、それなりの財源が必要になる。

④ 地区活動・近所のつながりについて

- ・ 福祉は人間関係づくりが根本だと思う。隣近所でまず挨拶だけの関係から一歩進めて、コミュニケーションの場と機会を作ることがスタートだと思う。
- ・ 小さいコミュニティでの助け合いができるのが望ましいのではないかな。
- ・ 旧小学校単位での民生委員、福祉委員でのふれあい活動の場に出ない方への支援の方が重要だと日々感じる。出てこられない人の方が多いと思う。そんな方々に支援の手をお願いしたい。
- ・ 積極的に参加したいと思っているが、その上で活動のシステム作りと継続。

⑤ 高齢化・人口減少（人口定着）について

- ・若者が能勢に定着してくれる町になってほしい。
- ・新しい世代の定着に向けて、若者の意見を積極的に取り入れてほしい。
- ・能勢町は特に高齢化が進み、行動できる人は年々減少している。住みたい・住みやすいまちづくりをまず考え、受け入れる策を考えることが大切ではないか。
- ・農業就労したい若者や、セミリタイアされた方などの受け入れをしてほしい。
- ・年々人口が減少していく中で、福祉事業の充実に向けた取組みができるのか不安。
- ・高齢者ばかりが住む町にならないよう活気あふれる町になってほしい。

⑥ 福祉に関する要望について

- ・在宅介護の家族（介護する人）に対しての補助。
- ・東地区は福祉施設が少ないように思う。
- ・何かが起きてからではなく、起きる前、懸念される時点での相談先を提供してほしい。
- ・ひとり暮らしの高齢者又は障がい者が地域で安心して暮らせるよう支援サービスを始めていただきたい。

⑦ 子育て・教育について

- ・子どもの育ち・発達等に悩みのある保護者で集まって話ができる機会があれば嬉しい。
- ・能勢町社会福祉協議会による学童保育。在宅介護の家族（介護する人）に対しての補助。
- ・子育てサロン「にこにこ」以外で、土曜日に留守家庭児童のためにふれあいセンターを開放し、小学生のため学童保育事業を実施してほしい。

⑧ 公園・施設について

- ・子どもが遊べる公園がない。
- ・地域の交流の場として明るく、きれいな会館が必要だと思う。
- ・子どもや孫が帰ってきてても遊びに行くところがない。子連れで気軽に安全に遊べるような場所をつくってほしい。

⑨ 道路・防犯について

- ・通学等で国道以外の道路での車の運転が事故につながるようなマナーの悪さで困ることがある。マナーを再認識してもらうための講習会をしてほしい。
- ・街灯が少なく危ない。
- ・防犯カメラの設置。

⑩ 趣味・ボランティアについて

- ・廃校など活用して、シェアオフィスのように、色々なボランティアグループや文化活動グループがブースをもって集まれる場所が作られたら良いと思う。
- ・高齢者（元気な）が気軽に何か習える教室（書道、生花など）を立ち上げてほしい。

3 福祉関係事業者・団体アンケート調査からみる地域の状況

■ 調査の概要

- ・調査対象：町内の福祉関係事業者・団体（順不同）

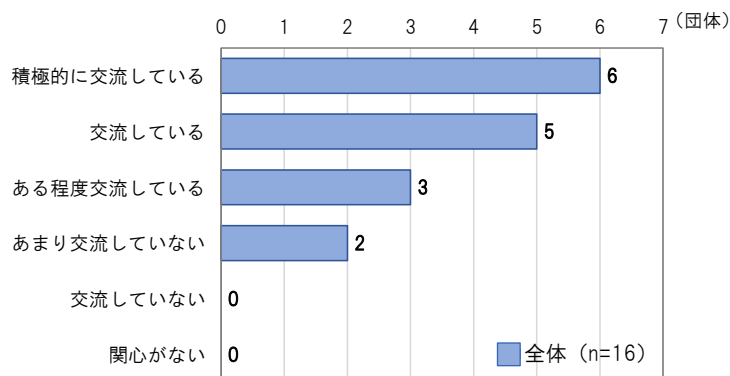
関係事業者・団体	所在地	電話番号
能勢町民生委員児童委員協議会	能勢町栗栖 82-1 能勢町保健福祉センター	072-731-2150
能勢町障害者福祉会	能勢町栗栖 82-1 能勢町保健福祉センター	072-731-2150
豊能地区更生保護女性会	能勢町栗栖 82-1 能勢町保健福祉センター	072-731-2150
救護施設 三恵園	能勢町大里 222-4	072-734-0405
障がい者支援施設 くりのみ園	能勢町下田尻 20	072-735-2212
障害者支援施設 とものがき	能勢町倉垣 60	072-737-2133
障害者支援施設 第2三恵園	能勢町大里 222-5	072-734-3405
生活介護事業所 おおざとの赤いやね	能勢町大里 122-1	072-731-2700
生活介護事業所 なごみ苑	能勢町大里 1055	072-734-1103
就労継続支援事業所 すみれ工房	能勢町栗栖 166-1	072-734-3740
共同生活援助事業所 大里荘	能勢町大里 1055	072-734-1420
特別養護老人ホーム 青山荘	能勢町平野 142-1	072-734-2388
軽費老人ホーム 北大阪明月荘	能勢町下田尻 227-44	072-737-0391
能勢町社会福祉協議会	能勢町宿野 114	072-734-0770
能勢町ボランティア連絡会	能勢町宿野 114 能勢町社会福祉協議会	072-734-0770
能勢町シルバー人材センター	能勢町宿野 114 能勢町社会福祉協議会内	072-734-4680
認定こども園 みどり丘幼稚園	能勢町柏原 62-2	072-734-3200
能勢町人権協会	能勢町宿野 29 能勢町役場 2 階	072-741-2048

- ・回収状況：16 団体／18 団体

(1) 住民との交流について

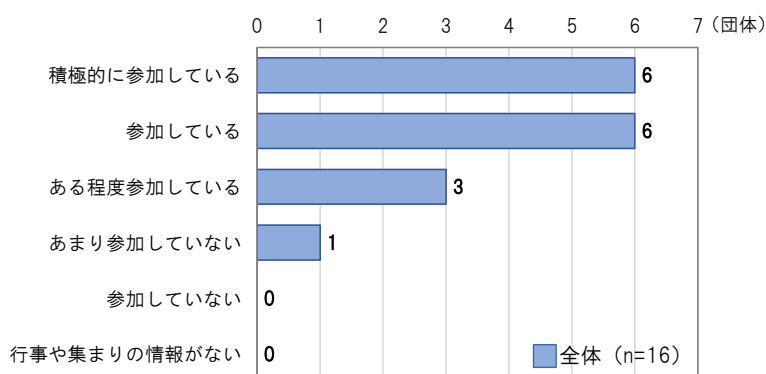
問 地域住民が参加できるイベントを開催するなど、地域住民との交流を図っていますか。

住民との交流の状況については、「積極的に交流している」が6団体と最も多く、「交流している」と「ある程度交流している」を合わせると、14団体が『交流している』と回答しています。



問 地域で行われる行事や集まりに参加していますか。

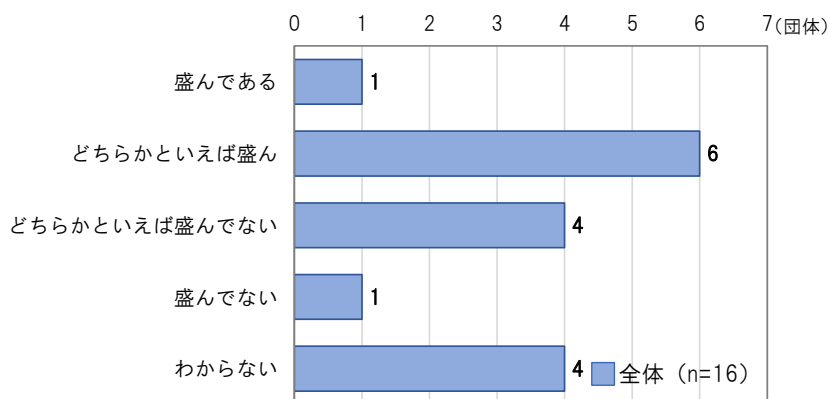
地域での行事や集まりへの参加状況については、「積極的に参加している」と「参加している」がともに6団体となっており、「ある程度参加している」と合わせると、15団体が『参加している』と回答しています。



(2) 地域の状況について

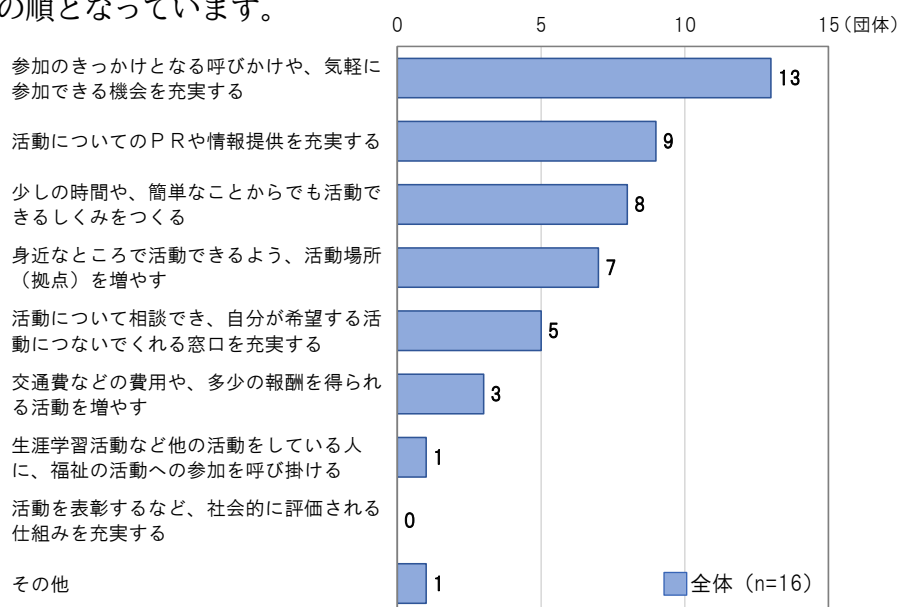
問 地域の方々の、住民相互の助け合い・支え合い活動（地域福祉活動）は、どうですか。

地域の福祉活動の状況については、「どちらかといえば盛ん」が6団体と最も多く、「盛んである」と合わせると、7団体が『盛ん』と回答しています。



問 今後、住民が地域の福祉活動に参加しやすくするために、どのような支援や条件があればよいと思いますか。（あてはまるものを3つまで）

住民が地域の福祉活動に参加しやすくなるために必要な支援や条件については、「参加のきっかけとなる呼びかけや、気軽に参加できる機会を充実する」が13団体と最も多く、次いで「活動についてのPRや情報提供を充実する」、「少しの時間や、簡単なことから活動できるしくみをつくる」、「身近なところで活動できるよう、活動場所（拠点）を増やす」の順となっています。



町内の関係事業者（団体）では、地域への参加は進んでいる状況がみられるものの、住民への“地域福祉”の浸透はまだ不十分と感じるとの回答が一定数ありました。住民の参加が増えるよう、参加のきっかけとなる呼びかけ、少しの時間や簡単なことから活動できる仕組みづくりをしていく必要があります。また、それに加え、地域福祉活動についてのPRを充実していく必要があります。

(3) 地域で取組むべき事項（自由記述）

問 認知症等の高齢者や障がいのある方が行方不明になる事故を未然に防止するため、

地域社会ではどのような取り組みが必要だと思われますか。

- ・ 認知症や障がい特性の理解を深め、普段から意識できるよう啓蒙していく。
- ・ 日頃からの声掛け等、見守り支援及び情報把握。
- ・ もしかしたらと思った時の連絡窓口の設置やPRによる周知。
- ・ 福祉避難所の充実、総合避難訓練の実施等。
- ・ 個人情報保護に配慮して、最低限の情報提供と情報共有が必要。

問 災害時、高齢者や障がいのある方に対する避難の支援活動を円滑に実施するため、

地域社会ではどのような取り組みが大切だと思われますか。

- ・ 地域で合同避難訓練を実施し、災害発生時の避難方法についての具体的なイメージづくり。
- ・ 要支援者数の把握。地域の実情を共有できる場をつくること。
- ・ 地域別の具体的対応指針の設定と周知。
- ・ 高齢者や障がいのある方を援助する人材と車の確保。
- ・ 日頃から声かけをしあえる間柄（関係）の構築。近隣のネットワークづくり。

問 高齢者や障がいのある方、また子どもへの虐待が社会問題となっています。虐待の未然

防止・早期発見のために、地域社会ではどのような取り組みが大切だと思われますか。

- ・ 顔の見える関係作りと、相互に関係性を維持できるような取り組みの維持・管理。
- ・ 相談窓口、相談員の充実。
- ・ 虐待通報が気兼ねなくできる仕組みづくり。
- ・ 虐待防止に関する啓発活動の実施。
- ・ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会による施設、事業所、家庭への定期訪問。

問 色々な面で生活に困窮している世帯が地域で増えつつある状況で、そのような状況下に

おかれている世帯を施設として把握できていますか。また今後、生活困窮世帯に対して、

地域社会で能勢町としてはどのような取り組みが大切だと思われますか。

- ・ スピーディーに対応できるようネットワークの強化。地区と行政の連携。
- ・ 生活困窮家庭の就労や生活の指導・相談支援体制の充実。
- ・ 民生委員・児童委員、地区福祉委員等による見守り活動。
- ・ 早期発見、必要なサービスがいきわたるよう、住民の意識づくり。
- ・ 社会福祉協議会の「心配ごと相談」等を通じて把握した情報の共有。

各種課題への対応策のアイデアとして、地域での見守りや声掛けなど日頃からの交流によって顔の見える関係づくりを進めておくことが重要であり、いざという時の対応の土台となるとの意見が多くありました。また、さまざまな機関での相談対応とともに、ネットワークの強化による情報共有、包括的な支援体制の整備が求められています。

4 能勢町地域福祉計画推進委員会設置要綱及び委員名簿

能勢町地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条の規定に基づく能勢町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定及び推進するため、能勢町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 計画の推進に向けた施策内容に関すること。
- (2) 計画の進捗状況及び地域福祉環境の把握に関すること。
- (3) 計画の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉推進に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 能勢町地域福祉計画に関し、知識を有する者
- (2) 地域福祉の町内関係団体を代表する者
- (3) 法第2条に規定する社会福祉事業を営む町内の施設を代表する者
- (4) 町内医療機関の医師
- (5) 住民を代表する者
- (6) 公募による者
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者にオブザーバーとして会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 委員会の会議は原則として公開し、議事録を開示する。

(報酬)

第8条 委員の報酬については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第237号）第2条に基づき、出務1日につき7,000円とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

能勢町地域福祉計画推進委員会 委員名簿

(令和3年3月現在 敬称略)

	要綱 第4条に基づく区分		所 属	役職	委 員
1	第1号	有識者			◎小 島 佐智子
2	〃	有識者	大阪教育大学教育学部 教育協働学科教育心理学講座 発達人間福祉学	特任教授	新 崎 国 広
3	第2号	関係団体	能勢町民生委員児童委員協議会	会 長	○乾 谷 晃
4	〃	〃	能勢町社会福祉協議会	会 長	福 西 正 明
5	〃	〃	能勢町障害者福祉会	会 長	八 木 キヨミ
6	〃	〃	能勢町ボランティア連絡会	会 長	倉 脇 清 美
7	〃	〃	豊能地区更生保護女性会	副会長	西 満 子
8	〃	〃	能勢町人権協会	事務局長	谷 聖 一
9	第3号	障がい者 施設	能勢町障がい施設等連絡会	会 長	大 嶋 基
10	〃	高齢者施設	社会福祉法人芙蓉福祉会 特別養護老人ホーム青山荘	副施設長	桂 隆 信
11	〃	児童施設	能勢町立のせ保育所	所 長	瀬 川 寛
12	第4号	町内 医療機関の 医師	能勢町国民健康保険診療所	所 長	宇佐美 哲 郎
13	第5号	住民代表	能勢町区長会	総代表	上 西 雅 之
14	第6号	一般公募			富 永 清 美

◎は委員長、○は副委員長

オブザーバー

		所 属	役職	オブザーバー
1		大阪府池田保健所	参事兼 地域保健課長	金田一 尚 元
2		大阪府池田子ども家庭センター 企画調整課	総括主査	田 中 園 代

5 計画策定経過

実施日（期間）		開催事項等	審議内容
令和元 （2019） 年	10月1日(火)	令和元年度 第1回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1) 第3次能勢町地域福祉計画の進捗状況について (2) 第4次能勢町地域福祉計画策定のスケジュールについて
	2月27日(木)	令和元年度 第2回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1) 第4次能勢町地域福祉計画策定に係るアンケート調査の実施について (2) 第4次能勢町地域福祉計画策定に係るアンケート調査票（案）について
令和2 （2020） 年	3月24日(火)	令和元年度 第3回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1) 第4次能勢町地域福祉計画策定に係るアンケート調査について
	4月～5月	能勢町地域福祉に関するアンケート調査	郵送配布回収式の住民アンケート調査の実施
	7月30日(木)	令和2年度 第1回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1) 地域共生社会の実現に寄与する地域福祉計画の策定にあたって (2) 第3次能勢町地域福祉計画の進捗状況について (3) 第4次能勢町地域福祉計画策定に係るスケジュールについて (4) 第4次能勢町地域福祉計画策定に係る住民アンケート調査結果と事業所アンケートの実施について (5) 第4次能勢町地域福祉計画の骨子案について
	9月	第4次能勢町地域福祉計画策定のための福祉関係事業者・団体等アンケート調査	郵送配布回収式の関係事業者・団体等アンケート調査の実施
	12月17日(木)	令和2年度 第2回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1) 関係事業者・団体等アンケート調査結果報告について (2) 第4次能勢町地域福祉計画の素案について
	1月20日(水)	令和2年度 第3回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1) 第4次能勢町地域福祉計画（案）について
令和3 （2021） 年	1月27日(水) ～ 2月9日(火)	パブリックコメント	「能勢町パブリックコメント手続に関する要綱」に基づくパブリックコメントを実施
	2月24日(水)	令和2年度 第4回 能勢町地域福祉計画推進委員会	(1) 第4次能勢町地域福祉計画（案）について

第4次能勢町地域福祉計画

発行年月 令和3(2021)年3月

発行・編集 能勢町健康福祉部福祉課福祉係

〒563-0351 大阪府豊能郡能勢町栗栖8 2番地の1

TEL : 072-731-2150 FAX : 072-731-2151

E-mail : hukusi@town.nose.osaka.jp

能勢町ホームページ <http://www.town.nose.osaka.jp>